

令和7年第1回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目次

番 号	件 名	ページ
定県第23号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	1
定県第24号議案	一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	4
定県第25号議案	かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例	13
定県第26号議案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	14
定県第27号議案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	15
定県第28号議案	神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例	16
定県第29号議案	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例	17
定県第30号議案	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	18
定県第31号議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	19
定県第32号議案	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例	20
定県第33号議案	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例	21
定県第34号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	66
定県第35号議案	学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	71
定県第36号議案	任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例	95
定県第37号議案	神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例	96
定県第38号議案	神奈川県環境保全基金条例の一部を改正する条例	97
定県第39号議案	認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例	98
定県第40号議案	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例	100
定県第41号議案	神奈川県ライトセンター条例の一部を改正する条例	101
定県第42号議案	精神保健指定医の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	102
定県第43号議案	神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	103

番 号	件 名	ページ
定県第44号議案	かながわペットのいのち基金条例の一部を改正する条例	104
定県第45号議案	神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例	105
定県第46号議案	神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例	106
定県第47号議案	市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	108
定県第48号議案	神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	109
定県第49号議案	指定管理者の指定の変更について（愛名やまゆり園）	110
定県第50号議案	指定管理者の指定の変更について（厚木精華園）	111
定県第51号議案	建設事業等に対する市町負担金について	112
定県第52号議案	包括外部監査契約の締結について	114
定県第53号議案	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款	115
定県第54号議案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の認可について	121

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理等に関する条例

(神奈川県屋外広告物条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)第52条
- (2) 神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号)第53条第1項から第3項まで
- (3) 神奈川県立自然公園条例(昭和34年神奈川県条例第6号)第42条及び第43条
- (4) 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例(昭和34年神奈川県条例第26号)第22条第1項
- (5) 神奈川県迷惑行為防止条例(昭和38年神奈川県条例第26号)第15条第1項から第3項まで及び第16条第1項から第4項まで
- (6) 神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)第78条
- (7) 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号)第29条
- (8) 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年神奈川県条例第36号)第20条及び第21条
- (9) 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例(平成4年神奈川県条例第36号)第9条第1項
- (10) 神奈川県土地利用調整条例(平成8年神奈川県条例第10号)第21条
- (11) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)第119条から第121条まで
- (12) 神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)第34条
- (13) 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例(平成15年神奈川県条例第8号)第20条
- (14) 神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例(平成15年神奈川県条例第73号)第18条第1項
- (15) 神奈川県統計調査条例(平成20年神奈川県条例第54号)第14条第1項、第15条及び第16条
- (16) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第32条第1項及び第33条
- (17) 神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第21条から第23条まで
- (18) 神奈川県行政不服審査会条例(平成28年神奈川県条例第17号)第15条
- (19) 神奈川県個人情報保護審査会条例(令和4年神奈川県条例第64号)第15条
- (20) 神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例(令和4年神奈川県条例第88号)附則第8項、第9項及び第11項

(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第2条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和25年神奈川県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第5条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 職員の分限に関する条例(昭和26年神奈川県条例第53号)第6条第1項

(2) 市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例（昭和31年神奈川県条例第35号）第6条第1項

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第4条 職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正）

第5条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第15条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第6条 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（神奈川県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第7条 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部改正）

第8条 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第9条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例又は規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例若しくは規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例又は規則等（規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程その他の知事以外の県の機関の定める規則又は規程を含む。）又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下この項において同じ。）の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例若しくは規則等の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。以下同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をしたいので提案するものであります。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第14条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第15条～第34条）

第3章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設（同条第1項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下この条及び次条において「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第3条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第4条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、児童福祉法（以下「法」という。）第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第5条 一時保護施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めな

ればならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月1回、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第8条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第9条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

- 2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第10条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第11条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第12条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上で

これを行うよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第14条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第2章 設備及び運営に関する基準

(設備の基準)

第15条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第19条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- (3) 第1号の児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 第1号の児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (5) 第1号の児童の居室のうち、少年（法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の1室の定員は1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 第1号の児童の居室は、少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 第1号の児童の居室は、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

- (8) 第1号の学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 第1号の浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 第1号の児童の居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 第1号に規定する設備のほか、児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（職員の一般的要件）

第16条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第17条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽^{きんくわん}に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 前項の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。
- 3 第1項の心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。
- 4 第1項の学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第19条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

- 2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、1のユニットごとに職員1人以上を置

かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

- 3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第20条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

- 2 前項に規定する職員のほか、一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- 3 前項の指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
 - (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
 - (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
- 2 知事が前項第1号の指定を行う場合にあっては、当該指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚

生省令第11号) 別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

(心理療法担当職員の資格)

第22条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第23条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第24条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第25条 一時保護施設は、入所している児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、当該児童が身体を清潔に維持できるように、適切な方法により入浴させ、又は清しきししなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第26条 一時保護施設は、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 一時保護施設は、食事の提供に当たっては、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含む献立にしなければならない。

3 前項に定めるもののほか、一時保護施設は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。

4 一時保護施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理を行う場合は、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食育の推進に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第27条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置その他の必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、入所している児童の食事を調理する者につき、特に注意を払わなければならない。

(養護)

第28条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第29条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第30条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関その他の関係機関と密接に連携して、児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第31条 一時保護施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を定めなければならない。

(1) 入所する児童の支援に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

(帳簿の整備)

第32条 一時保護施設は、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第33条 一時保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第34条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、この条例の規定による記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第15条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号。次項において「児童福祉施設設備運営基準条例」という。）第56条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

- 3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、令和11年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準条例第57条及び第64条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

- 4 令和8年3月31日までの間は、第20条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

(検討)

- 5 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

かながわボランティア活動推進基金21条例 の一部を改正する条例

かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号に次のただし書を加える。

ただし、第3条第1項第2号オに掲げる寄附金の寄附を行う者が指定したボランティア団体等が行う公益を目的とする事業を、当該者が寄附した額の範囲内で前条第2号の補助の対象となる事業に決定しようとするときを除く。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

寄附者が支援したいNPO法人を指定して寄附できる仕組みを導入するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表中4の項を3の2の項とし、同項の次に次のように加える。

4 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（令和6年政令第314号）第2項に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。） (1) 法第16条第1項及び第21条において準用する高压ガス保安法第39条第1号の規定により、高压低炭素水素等ガスの製造のための施設等の全部又は一部の使用の一時停止を命ずること。 (2) 法第24条第1項の規定により、経済産業大臣からの通知を受理すること。 (3) 法第24条第2項の規定により、公安委員会等に通報すること。 (4) 法第37条第2項の規定により、(1)から(3)までに掲げる事務に関し、承認製造者等に対し報告を求めること。 (5) 法第38条第1項の規定により、(1)から(3)までに掲げる事務に関し、職員に承認製造者等の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び高压低炭素水素等ガスを収去させること。	横浜市、川崎市及び相模原市
--	----------------------

別表5の項(18)中「(23)まで」を「(25)まで」に改め、同項中(24)を(25)とし、同項(23)中「(22)まで」を「(23)まで及び(25)」に改め、同項中(23)を(24)とし、同項(22)中「(21)まで及び(23)」を「(22)まで、(24)及び(25)」に改め、同項中(22)を(23)とし、同項(21)中「第51条第4項」を「第51条第5項」に改め、同項中(21)を(22)とし、同項(20)中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同項中(20)を(21)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 法第51条第3項の規定により、同条第1項の規定による命令に従わなかった旨及びその命令に係る土地の地番等を公表すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表5の項の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正 する条例

住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項を削る。

別表第3の4の項中「第14号まで」を「第16号まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、別表第2の10の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

住民基本台帳ネットワークの本人確認情報等を提供する事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県統計調査条例の一部を改正する 条例

神奈川県統計調査条例（平成20年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第13条第1号」を「次条」に改め、同条第2項中「事項を告示しなければ」を「事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければ」に、「併せて告示しなければ」を「併せて公表しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 実施機関は、県指定統計調査を行おうとするときは、前項の規定による公表に加え、同項に規定する事項を告示しなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

（県指定統計調査の指定等の手続）

第3条の2 実施機関は、前条の規定による告示又は公表のほか、指定をしようとするとき又は県統計調査を行おうとするときには、知事が別に定める手続を経なければならない。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の第13条の規定により神奈川県統計報告調整審議会の意見を聴いた場合で、実施機関が同審議会の答申を受けていないときにおける同条の規定の適用については、なお従前の例による。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、統計調査の実施手続きの迅速化を図るため、神奈川県統計報告調整審議会への諮問手続きを見直すなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する 条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

事 務 部 局 の 区 分		定 数
知	事	7,884人
公 営 企 業 管 理 者		1,004人
議	会	76人
選 挙 管 理 委 員 会		5 人
監 査 委 員	員	41人
人 事 委 員 会		35人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		833人
教育委員会の所管に属する学校	校 長 及 び 教 員	12,076人
	そ の 他 の 職 員	1,056人
	小 計	13,132人
労 働 委 員 会		21人
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		3 人
合	計	23,034人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

児童相談所の体制強化、県立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

附属機関の設置に関する条例の一部を 改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表知事の項神奈川県統計報告調整審議会の項及び神奈川県宅地建物取引業審議会の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表知事の項神奈川県統計報告調整審議会の項の規定は、神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例（令和7年神奈川県条例第 号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合について、なおその効力を有する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県統計報告調整審議会等を廃止するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の退職手当に関する条例の一部を 改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改める。

附則第10項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第13項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条第10項（第4号に係る部分に限り、同条第11項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の取扱いを見直すなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正 する条例

神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表神奈川県川崎県税事務所の項中「川崎市川崎区東田町8番地」を「川崎市川崎区富士見1丁目1番2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

川崎県税事務所の移転のため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に 関する条例の一部を改正する条例

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「以上」を削り、同条第5項中「55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する」を「次に掲げる」に、「7級以上」を「7級」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行(1)9級以上職員等」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「第1号から第5号までに該当する」を「前各号に掲げる」に改め、同号を同項第5号とし、同条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3,500円）とする。

第8条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「7,000円に特定期間」を「5,000円に当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2第2項中「100分の12.35」を「100分の12.45」に改める。

第9条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第9条の5第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「以下「運賃等相当額」という。)」を「次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)」に改め、同号ただし書を削る。

第9条の5第2項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（以下この

号において「合計額」という。)が4万5,000円を超えるときは、前号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額から300円(合計額と4万5,000円との差額の2分の1が300円に満たないときは、合計額と4万5,000円との差額の2分の1)を差し引いた額とする。))を「の合計額」に改め、同条第3項中「交通機関等(以下)」を「交通機関等(第1号、次項及び第5項において)」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「。以下」を「。同号及び次項において)」に改め、「定める額」の次に「の合計額」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

第9条の5第4項中「任命権者の要請に係る人事交流により、国又は他の地方公共団体に勤務する者その他人事委員会規則で定める者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第9条の6第3項中「任命権者の要請に係る人事交流により、国又は他の地方公共団体に勤務する者その他人事委員会規則で定める者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なつたこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。))」を削る。

第13条の2中「第7条の3の規定による」、「第9条の7の規定による」、「第10条の規定による」及び「第10条の2の規定による」を削り、「特地勤務手当」の次に「、寒冷地手当」を加え、「第17条の2の規定による」を削る。

第14条の2第1項中「第7条の2に規定する」を削り、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「第7条の2に規定する」を削り、「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。))」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「、100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第17条第2項中「2万6,000円」を「2万9,400円」に、「1万4,500円」を「1万6,200円」に、「9,800

円」を「1万1,500円」に改める。

第17条の3中「、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2及び第17条」を「及び第8条」に改める。

第18条の3第5項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

別表第1から別表第10までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	451,300			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	451,600			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	451,900			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	452,200			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	416,000				
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,300				
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,500				

	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	416, 700						
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	417, 000						
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	417, 300						
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	417, 500						
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	417, 700						
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500							
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800							
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000							
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200							
	86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600	398, 500							
	87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000	398, 800							
	88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400	399, 000							
	89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700	399, 200							
	90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200	399, 500							
	91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600	399, 800							
	92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000	400, 000							
	93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300	400, 200							
	94		299, 400	348, 800	389, 800								
	95		299, 700	349, 200	390, 200								
	96		300, 100	349, 500	390, 600								
	97		300, 300	349, 800	390, 900								
	98		300, 600	350, 200									
	99		301, 000	350, 600									
	100		301, 400	351, 000									
	101		301, 600	351, 500									
	102		301, 900	351, 900									
	103		302, 200	352, 300									
	104		302, 500	352, 700									
	105		302, 700	353, 200									
	106		303, 000	353, 600									
	107		303, 300	353, 900									
	108		303, 600	354, 200									
	109		303, 800	354, 700									
	110		304, 200										
	111		304, 600										
	112		304, 900										
	113		305, 100										
	114		305, 300										
	115		305, 600										
	116		306, 000										

	117		306,200									
	118		306,400									
	119		306,700									
	120		307,000									
	121		307,400									
	122		307,600									
	123		307,900									
	124		308,200									
	125		308,500									
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	239,800	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900

	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	354,000
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	355,000
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,900
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,800
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	357,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	358,800
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	359,600
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	360,500
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	361,300
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	362,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	363,100
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	363,900
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	364,600
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	365,300
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	366,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	366,600
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	367,300
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	368,000
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	368,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	240,900	260,100	289,300	315,600	369,300
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	370,000
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	370,700
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	371,400
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	372,000
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	372,700
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	373,400
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	374,100
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	374,700
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	375,400
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	376,100
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	376,800

	77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000	377, 400
	78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300	378, 100
	79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600	378, 800
	80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800	379, 500
	81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000	380, 100
	82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300	380, 800
	83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600	381, 500
	84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800	382, 200
	85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000	382, 800
	86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300	383, 500
	87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600	384, 200
	88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900	384, 900
	89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100	385, 500
	90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400	386, 200
	91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700	386, 900
	92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900	387, 600
	93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100	388, 200
	94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400	388, 900
	95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700	389, 600
	96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900	390, 300
	97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100	390, 900
	98	249, 200	268, 400	303, 700		391, 600
	99	249, 500	268, 600	304, 000		392, 300
	100	249, 700	268, 900	304, 300		392, 900
	101	249, 900	269, 100	304, 600		393, 300
	102	250, 200	269, 300	305, 000		393, 800
	103	250, 500	269, 600	305, 300		394, 300
	104	250, 700	269, 900	305, 700		394, 800
	105	250, 900	270, 100	306, 000		395, 200
	106		270, 300	306, 400		
	107		270, 600	306, 800		
	108		270, 800	307, 100		
	109		271, 100	307, 300		
	110		271, 400	307, 600		
	111		271, 700	307, 900		
	112		271, 900	308, 100		
	113		272, 100	308, 300		
	114		272, 400	308, 600		
	115		272, 600	308, 900		
	116		272, 800	309, 100		

	117		273, 100	309, 300		
	118		273, 400	309, 600		
	119		273, 700	309, 900		
	120		273, 900	310, 100		
	121		274, 100	310, 300		
	122		274, 300	310, 600		
	123		274, 600	310, 900		
	124		274, 900	311, 100		
	125		275, 100	311, 300		
	126		275, 300	311, 600		
	127		275, 600	311, 900		
	128		275, 900	312, 100		
	129		276, 100	312, 300		
	130		276, 300			
	131		276, 600			
	132		276, 900			
	133		277, 100			
	134		277, 300			
	135		277, 600			
	136		277, 900			
	137		278, 100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円
		197, 900	209, 000	227, 500	248, 600	279, 800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	249,000	255,500	307,400	331,900	384,100	420,400
	2	214,000	234,800	250,700	257,500	308,200	333,400	385,800	422,700
	3	216,400	237,000	252,400	259,700	309,200	334,900	387,500	425,200
	4	218,800	239,200	253,900	261,900	310,100	336,400	389,200	427,600
	5	221,200	241,400	255,500	264,000	311,000	337,900	390,700	430,000
	6	223,800	243,400	257,500	265,300	312,300	339,300	392,500	431,800
	7	226,500	245,400	259,700	266,600	313,600	340,600	394,500	433,700
	8	229,400	247,200	261,900	267,900	314,900	341,900	396,500	435,600
	9	232,600	249,000	264,000	269,200	316,200	343,200	399,800	437,400
	10	234,800	250,700	265,300	270,500	317,700	344,800	401,800	439,000
	11	237,000	252,400	266,600	271,800	319,000	346,400	403,300	440,600
	12	239,200	253,900	267,900	273,100	320,100	348,000	404,800	442,100
	13	241,400	255,500	269,200	274,400	321,100	349,500	406,200	443,500
	14	243,400	257,500	270,500	275,600	322,300	351,100	407,800	445,200
	15	245,400	259,700	271,800	276,700	323,500	352,700	409,400	446,800
	16	247,200	261,900	273,100	278,200	324,600	354,200	410,900	448,200
	17	249,000	264,000	274,400	279,500	325,700	355,700	412,400	449,100
	18	250,700	265,300	275,600	281,600	328,600	357,300	414,500	450,700
	19	252,400	266,600	276,700	283,900	331,400	358,900	416,500	452,500
	20	253,800	267,900	278,200	286,200	334,200	360,400	418,600	454,300
	21	255,200	269,200	279,500	288,400	337,100	361,900	420,300	455,800
	22	257,000	270,500	280,800	290,200	339,000	363,500	421,900	457,600
	23	258,400	271,800	282,100	291,700	340,500	365,100	423,500	459,400
	24	259,900	273,100	283,300	293,100	341,900	366,700	425,000	461,100
	25	261,400	274,400	284,500	294,900	343,200	368,100	426,500	462,700
	26	262,600	275,600	285,100	296,000	344,800	370,500	428,100	464,400
	27	263,800	276,700	285,700	297,000	346,400	373,100	429,500	466,000
	28	264,900	278,200	286,300	298,300	348,000	375,800	430,900	467,800
	29	266,200	279,500	286,800	298,900	349,500	378,400	432,000	469,300
	30	267,400	280,800	287,400	299,600	351,100	380,500	433,400	470,700
	31	268,700	282,100	288,000	300,300	352,700	382,400	434,900	472,200
	32	270,000	283,300	288,500	301,000	354,200	384,000	436,400	473,500
	33	271,400	284,500	289,000	301,700	355,700	385,600	437,700	474,700
	34	272,800	285,100	289,600	302,400	357,300	387,200	439,400	475,400
	35	274,100	285,700	290,100	303,100	358,900	388,900	441,000	476,100
	36	275,400	286,300	290,600	303,700	360,400	390,600	442,600	476,700

	37	276, 400	286, 800	291, 100	304, 400	361, 900	392, 300	444, 000	477, 200
	38	278, 400	287, 400	291, 700	305, 200	363, 500	394, 300	445, 700	477, 900
	39	280, 500	288, 000	292, 200	305, 900	365, 100	396, 200	447, 400	478, 500
	40	282, 400	288, 500	292, 700	306, 700	366, 700	398, 100	449, 000	479, 100
	41	284, 500	289, 000	293, 200	307, 400	368, 100	399, 800	450, 400	479, 400
	42	285, 100	289, 600	293, 800	308, 200	369, 800	401, 200	451, 100	480, 000
	43	285, 700	290, 100	294, 400	309, 200	371, 500	402, 400	451, 800	480, 500
	44	286, 300	290, 600	295, 000	310, 100	373, 100	403, 700	452, 500	481, 000
	45	286, 800	291, 100	295, 700	311, 000	374, 700	404, 700	452, 900	481, 500
	46	287, 400	291, 700	296, 400	312, 300	376, 300	405, 800	453, 400	481, 900
	47	288, 000	292, 200	297, 100	313, 600	377, 900	406, 800	454, 000	482, 300
	48	288, 500	292, 700	297, 800	314, 900	379, 600	407, 800	454, 600	482, 700
	49	289, 000	293, 200	298, 400	316, 200	381, 300	408, 900	455, 200	483, 000
	50	289, 600	293, 800	300, 500	317, 700	383, 300	410, 100	455, 900	
	51	290, 100	294, 400	302, 600	319, 000	385, 300	411, 200	456, 400	
	52	290, 600	295, 000	304, 700	320, 100	387, 300	412, 400	456, 900	
	53	291, 100	295, 700	306, 700	321, 100	389, 000	413, 700	457, 400	
	54	291, 700	296, 400	308, 700	322, 300	390, 700	415, 900	457, 700	
	55	292, 200	297, 100	310, 700	323, 500	392, 200	418, 300	458, 000	
	56	292, 700	297, 800	312, 400	324, 600	393, 700	420, 600	458, 400	
	57	293, 200	298, 400	314, 700	325, 700	394, 900	422, 900	458, 800	
	58	293, 800	299, 300	316, 600	326, 900	395, 900	424, 400	459, 000	
	59	294, 400	300, 100	318, 300	328, 100	396, 900	425, 900	459, 300	
	60	295, 000	300, 900	320, 100	329, 200	397, 900	427, 300	459, 500	
	61	295, 700	301, 700	321, 100	330, 300	399, 000	428, 800	459, 900	
	62	296, 400	302, 800	322, 300	331, 500	400, 100	430, 100	460, 100	
	63	297, 100	303, 900	323, 500	332, 700	401, 200	431, 300	460, 300	
	64	297, 800	304, 900	324, 600	333, 900	402, 300	432, 500	460, 500	
	65	298, 400	305, 900	325, 700	335, 100	403, 600	433, 500	460, 900	
	66	299, 300	307, 000	326, 900	336, 300	404, 400	434, 200	461, 100	
	67	300, 100	308, 000	328, 100	337, 500	405, 200	435, 000	461, 300	
	68	300, 900	309, 100	329, 200	338, 700	405, 800	435, 800	461, 500	
	69	301, 700	310, 100	330, 300	339, 900	406, 300	436, 300	461, 900	
	70	302, 800	311, 200	331, 500	341, 200	407, 700	436, 700		
	71	303, 900	312, 300	332, 700	342, 400	409, 400	437, 100		
	72	304, 900	313, 400	333, 900	343, 600	411, 000	437, 400		
	73	305, 900	314, 400	335, 100	344, 800	412, 800	437, 700		
	74	307, 000	315, 500	336, 300	346, 200	413, 600	438, 100		
	75	308, 000	316, 600	337, 500	347, 500	414, 400	438, 400		
	76	309, 100	317, 700	338, 700	348, 800	415, 100	438, 700		

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	310,100	318,700	339,900	349,700	416,000	438,900		
	78	311,200	319,800	341,200	351,000	416,700	439,200		
	79	312,300	320,900	342,400	352,200	417,400	439,500		
	80	313,400	322,000	343,600	353,400	418,000	439,800		
	81	314,400	323,000	344,800	354,600	418,700	440,100		
	82	315,500	324,200	346,200	356,000	419,100	440,400		
	83	316,600	325,400	347,500	357,400	419,700	440,700		
	84	317,700	326,600	348,800	358,800	420,300	441,000		
	85	318,700	327,300	349,700	360,100	420,700	441,200		
	86	319,800	328,600	351,000	361,600	421,300	441,500		
	87	320,900	329,900	352,200	363,100	421,800	441,800		
	88	322,000	331,200	353,400	364,500	422,300	442,100		
	89	323,000	332,500	354,600	365,700	422,800	442,300		
	90	324,200	333,900	356,000	367,100	423,400	442,600		
	91	325,400	335,300	357,400	368,400	423,800	442,900		
	92	326,600	336,700	358,800	369,800	424,200	443,100		
	93	327,300	338,000	360,100	370,900	424,600	443,300		
	94	328,600	339,600	361,600	372,100	424,900	443,600		
	95	329,900	341,100	363,100	373,300	425,200	443,900		
	96	331,200	342,600	364,500	374,500	425,500	444,200		
	97	332,500	344,000	365,700	375,800	425,800	444,400		
	98	333,900	345,500	367,100	377,000	426,100	444,700		
	99	335,300	347,000	368,400	378,200	426,400	445,000		
	100	336,700	348,400	369,800	379,300	426,600	445,300		
	101	338,000	349,700	370,900	380,400	426,800	445,500		
	102	339,600	350,900	372,100	381,600	427,100			
	103	341,100	352,100	373,300	382,700	427,400			
	104	342,600	353,400	374,500	383,900	427,600			
	105	344,000	354,700	375,800	385,200	427,800			
	106	345,500	356,200	377,000	385,700	428,100			
	107	347,000	357,700	378,200	386,300	428,400			
	108	348,400	359,100	379,300	386,900	428,600			
	109	349,700	360,400	380,400	387,600	428,800			
	110	350,900	361,600	381,600	389,200	429,100			
	111	352,100	362,700	382,700	390,700	429,400			
	112	353,400	363,900	383,900	392,300	429,600			
	113	354,700	365,000	385,000	393,700	429,800			
	114	356,200	366,100	385,600	394,900				
	115	357,700	367,200	386,100	396,300				
	116	359,100	368,300	386,600	397,300				

	117	360,400	369,500	387,200	398,600				
	118	361,400	370,000	387,800	399,700				
	119	362,300	370,600	388,400	400,800				
	120	363,400	371,200	389,000	402,000				
	121	364,200	371,800	389,300	403,300				
	122	364,700	372,300	389,800	404,100				
	123	365,200	372,700	390,300	404,900				
	124	365,700	373,200	390,800	405,600				
	125	366,000	373,600	391,200	406,100				
	126		374,000	391,600	406,800				
	127		374,500	392,100	407,500				
	128		375,000	392,600	408,200				
	129		375,400	393,000	408,500				
	130		375,900	393,500	409,200				
	131		376,500	394,000	409,900				
	132		377,000	394,500	410,400				
	133		377,200	394,800	410,800				
	134		377,700	395,200	411,300				
	135		378,200	395,700	411,900				
	136		378,600	396,000	412,400				
	137		379,100	396,300	412,900				
	138		379,600	396,800	413,300				
	139		380,100	397,300	413,800				
	140		380,600	397,800	414,300				
	141		380,900	398,100	414,800				
	142		381,400	398,600	415,300				
	143		381,900	399,100	415,900				
	144		382,400	399,600	416,400				
	145		382,700	399,900	416,800				
	146		383,200	400,400	417,400				
	147		383,600	400,900	417,900				
	148		384,000	401,400	418,100				
	149		384,300	401,800	418,400				
	150		384,800	402,300	418,900				
	151		385,300	402,700	419,200				
	152		385,800	403,200	419,500				
	153		386,100	403,600	419,800				
	154		386,600	404,100	420,200				
	155		387,100	404,500	420,600				
	156		387,600	405,000	421,000				

	157		387,900	405,400	421,300				
	158			405,900	421,700				
	159			406,300	422,100				
	160			406,800	422,500				
	161			407,200	422,800				
	162			407,700	423,200				
	163			408,100	423,600				
	164			408,600	424,000				
	165			409,000	424,300				
	166			409,500	424,700				
	167			409,900	425,100				
	168			410,400	425,500				
	169			410,800	425,800				
	170			411,300					
	171			411,700					
	172			412,200					
	173			412,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		258,000	262,200	278,000	293,800	310,600	324,900	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第4（第3条関係）

海 事 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	218,800	276,000	319,200	365,600	408,500	462,200
	2	222,000	277,800	320,300	367,300	410,600	464,000
	3	225,200	279,500	321,400	369,000	412,700	465,800
	4	228,400	281,200	322,400	370,700	414,800	467,600
	5	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800	469,400
	6	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200	471,100
	7	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600	472,800
	8	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000	474,400
	9	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400	475,800
	10	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700	477,000
	11	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000	478,200
	12	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200	479,200
	13	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400	480,200
	14	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600	481,200
	15	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800	482,200
	16	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900	483,200
	17	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900	483,500
	18	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000	484,400
	19	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100	485,300
	20	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200	486,200
	21	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200	487,100
	22	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100	488,000
	23	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000	488,900
	24	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900	489,800
	25	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800	490,600
	26	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700	491,300
	27	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600	492,000
	28	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400	492,600
	29	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800	493,100
	30	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400	493,700
	31	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000	494,300
	32	279,500	313,000	354,500	410,400	444,600	494,900
	33	279,900	313,600	355,200	410,900	445,100	495,200
	34	280,300	314,200	355,900	411,800	445,400	495,700
	35	280,700	314,800	356,600	412,700	445,900	496,200
	36	281,000	315,300	357,300	413,600	446,300	496,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	281,300	315,800	358,000	414,500	446,600	497,200
	38	281,600	316,300	358,700	415,400	447,200	497,800
	39	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800	498,100
	40	282,200	317,200	360,000	417,200	448,400	498,700
	41	282,500	317,600	360,800	418,000	449,000	499,200
	42	282,800	318,000	361,600	418,900	449,700	499,800
	43	283,100	318,400	362,300	419,800	450,300	500,100
	44	283,400	318,800	363,000	420,500	450,900	500,700
	45	283,700	319,200	363,700	420,700	451,200	501,200
	46	284,000	319,600	364,500	421,100	451,900	
	47	284,300	320,000	365,300	421,500	452,600	
	48	284,600	320,400	366,100	421,800	453,300	
	49	284,900	320,800	366,900	422,100	453,700	
	50	285,200	321,200	367,900	422,300	454,000	
	51	285,500	321,600	368,800	422,700	454,300	
	52	285,700	321,900	369,500	423,100	454,500	
	53	285,900	322,200	370,100	423,400	454,700	
	54	286,200	322,500	371,000	423,900	454,900	
	55	286,500	322,800	371,900	424,500	455,200	
	56	286,700	323,100	372,700	425,000	455,500	
	57	286,900	323,400	373,200	425,600	455,700	
	58	287,200	323,700	373,600	426,200	456,000	
	59	287,500	324,000	373,900	426,700	456,300	
	60	287,700	324,200	374,200	427,200	456,500	
	61	287,900	324,400	374,500	427,800	456,700	
	62	288,200	324,700	374,900	428,300		
	63	288,500	325,000	375,200	428,900		
	64	288,700	325,200	375,500	429,500		
	65	288,900	325,400	375,700	430,000		
	66	289,100	325,700	376,000	430,600		
	67	289,300	326,000	376,300	431,100		
	68	289,600	326,200	376,600	431,700		
	69	289,900	326,400	376,900	432,200		
	70			377,100	432,700		
	71			377,500	433,300		
	72			377,800	433,900		
	73			378,100	434,200		
	74			378,600	434,800		
	75			379,100	435,400		
	76			379,500	435,900		

	77			379,900	436,300		
	78			380,300	436,800		
	79			380,800	437,500		
	80			381,300	438,200		
	81			381,700	438,400		
	82			382,200	438,900		
	83			382,600	439,600		
	84			383,000	440,300		
	85			383,500	440,500		
	86			384,000			
	87			384,500			
	88			385,000			
	89			385,300			
	90			385,700			
	91			386,000			
	92			386,400			
	93			386,900			
	94			387,200			
	95			387,700			
	96			388,100			
	97			388,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		225,100	255,100	284,900	326,200	355,100	402,200

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

海 事 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	207,300	242,700	283,800	310,900	336,200
	2	209,000	245,700	284,800	312,700	337,000
	3	210,700	248,600	285,800	314,400	337,800
	4	212,300	251,500	286,700	315,500	338,500
	5	213,800	254,400	287,600	316,400	339,200
	6	216,500	256,400	288,500	317,400	339,700
	7	219,200	258,400	289,400	318,400	340,200
	8	221,800	260,300	290,300	319,400	340,700
	9	224,400	262,200	291,300	320,300	341,200
	10	226,600	263,700	292,500	321,300	341,700
	11	228,700	265,200	293,700	322,300	342,200
	12	230,800	266,600	294,800	323,300	342,600
	13	232,900	268,000	295,900	324,200	343,000
	14	234,700	269,000	297,100	324,800	343,400
	15	236,500	269,800	298,300	325,400	343,800
	16	238,100	270,500	299,400	325,900	344,200
	17	239,600	271,000	300,500	326,400	344,600
	18	241,200	271,600	301,500	326,900	344,900
	19	242,800	272,100	302,500	327,400	345,200
	20	244,300	272,600	303,600	327,900	345,500
	21	245,800	273,100	304,700	328,400	345,800
	22	247,100	273,900	305,800	328,800	346,100
	23	248,300	274,600	306,900	329,200	346,400
	24	249,500	275,300	307,900	329,600	346,700
	25	250,600	276,000	308,800	330,000	347,000
	26	251,700	276,700	309,600	330,300	347,300
	27	252,800	277,400	310,400	330,600	347,600
	28	253,800	278,100	311,200	330,900	347,800
	29	254,800	278,800	312,000	331,200	348,000
	30	255,700	279,700	312,800	331,500	348,300
	31	256,600	280,600	313,600	331,800	348,600
	32	257,400	281,100	314,400	332,100	348,800
	33	258,200	281,600	315,200	332,400	349,000
	34	259,000	282,100	316,000	332,700	349,300
	35	259,800	282,600	316,800	333,000	349,600
	36	260,500	283,100	317,500	333,300	349,800

	37	261, 200	283, 600	318, 200	333, 600	350, 000
	38	261, 900	284, 100	319, 000	333, 900	350, 300
	39	262, 600	284, 700	319, 700	334, 200	350, 600
	40	263, 200	285, 300	320, 400	334, 400	350, 800
	41	263, 800	285, 900	321, 100	334, 600	351, 000
	42	264, 400	286, 400	321, 800	334, 900	351, 300
	43	265, 000	287, 000	322, 500	335, 200	351, 600
	44	265, 600	287, 600	323, 100	335, 400	351, 800
	45	266, 200	288, 200	323, 700	335, 600	352, 000
	46	266, 800	288, 800	324, 200	335, 900	352, 300
	47	267, 400	289, 400	324, 700	336, 200	352, 600
	48	268, 000	290, 000	325, 100	336, 400	352, 800
	49	268, 600	290, 500	325, 500	336, 600	353, 000
	50	269, 200	291, 100	325, 800	336, 900	353, 300
	51	269, 800	291, 700	326, 100	337, 200	353, 600
	52	270, 400	292, 300	326, 400	337, 400	353, 800
	53	270, 900	292, 800	326, 700	337, 600	354, 000
	54	271, 400	293, 300	327, 000	337, 900	354, 300
	55	271, 900	293, 800	327, 300	338, 200	354, 600
	56	272, 400	294, 300	327, 600	338, 400	354, 800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	272, 900	294, 800	327, 900	338, 600	355, 000
	58	273, 400	295, 200	328, 200	338, 900	355, 300
	59	273, 900	295, 600	328, 500	339, 200	355, 600
	60	274, 300	296, 000	328, 700	339, 400	355, 800
	61	274, 700	296, 400	328, 900	339, 600	356, 000
	62	275, 000	296, 800	329, 200	339, 900	356, 300
	63	275, 300	297, 200	329, 500	340, 200	356, 600
	64	275, 500	297, 500	329, 700	340, 400	356, 800
	65	275, 700	297, 800	329, 900	340, 600	357, 000
	66	276, 000	298, 200	330, 200	340, 900	357, 300
	67	276, 300	298, 600	330, 500	341, 200	357, 600
	68	276, 500	298, 900	330, 700	341, 400	357, 800
	69	276, 700	299, 200	330, 900	341, 600	358, 000
	70	277, 000	299, 500	331, 200	341, 800	358, 300
	71	277, 200	299, 800	331, 500	342, 000	358, 600
	72	277, 400	300, 100	331, 700	342, 200	358, 800
	73	277, 700	300, 400	331, 900	342, 600	359, 000
	74		300, 700	332, 200	342, 800	359, 300
	75		301, 000	332, 500	343, 100	359, 600
	76		301, 200	332, 700	343, 400	359, 800

	77		301,400	332,900	343,600	360,000
	78		301,700	333,200	343,900	360,300
	79		302,000	333,500	344,200	360,600
	80		302,200	333,700	344,400	360,800
	81		302,400	333,900	344,600	361,000
	82		302,700	334,200	344,900	361,300
	83		303,000	334,400	345,200	361,600
	84		303,200	334,600	345,400	361,800
	85		303,400	334,900	345,600	362,000
	86		303,700	335,200	345,900	362,300
	87		304,000	335,400	346,200	362,600
	88		304,200	335,700	346,400	362,800
	89		304,400	335,900	346,600	363,000
	90		304,600	336,100	346,800	363,300
	91		304,900	336,400	347,100	363,600
	92		305,200	336,700	347,300	363,800
	93		305,400	336,900	347,600	364,000
	94		305,700	337,200	347,900	
	95		306,000	337,400	348,200	
	96		306,200	337,700	348,400	
	97		306,400	337,900	348,600	
	98		306,600	338,100	348,900	
	99		306,800	338,300	349,200	
	100		307,100	338,500	349,400	
	101		307,400	338,900	349,600	
	102		307,700	339,100	350,000	
	103		307,900	339,300	350,200	
	104		308,100	339,600	350,400	
	105		308,400	339,900	350,600	
	106			340,100		
	107			340,400		
	108			340,700		
	109			340,900		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円
		219,400	234,300	236,300	258,400	287,400
備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職給料表(1)の適用を受ける者を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。						

別表第6（第3条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	504,000
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	511,900
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	519,700
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	526,800
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	532,100
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	536,600
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	502,300	539,600
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	506,500	541,600
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	510,500	
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	514,300	
	11	200,800	256,500	344,700	390,100		
	12	202,800	258,500	346,300	391,500		
	13	204,800	260,500	347,900	392,900		
	14	206,700	262,800	348,900	394,400		
	15	208,600	265,100	349,900	395,900		
	16	210,400	267,300	350,900	397,400		
	17	212,100	269,500	352,000	398,900		
	18	213,900	271,900	353,300	400,500		
	19	215,700	274,300	354,500	402,100		
	20	217,500	276,700	355,700	403,800		
	21	219,300	279,000	356,900	405,000		
	22	221,100	281,100	358,000	406,400		
	23	222,800	283,200	359,100	407,800		
	24	224,500	285,200	360,200	409,100		
	25	226,200	287,200	361,300	410,400		
	26	228,300	289,100	362,300	411,700		
	27	230,200	291,000	363,300	413,200		
	28	232,100	292,900	364,300	414,700		
	29	234,000	294,800	365,200	415,900		
	30	235,100	296,300	366,100	417,100		
	31	236,200	297,800	366,900	418,700		
	32	237,300	299,300	367,700	420,200		
	33	238,700	300,800	368,400	421,500		
	34	240,200	302,300	369,200	422,900		
	35	241,700	303,800	370,000	424,300		
	36	243,200	305,200	370,800	425,700		

	37	244, 700	306, 600	371, 600	427, 100		
	38	246, 300	307, 500	372, 400	428, 500		
	39	247, 900	308, 400	373, 200	429, 900		
	40	249, 500	309, 300	374, 000	431, 300		
	41	251, 100	310, 100	374, 800	432, 400		
	42	252, 600	310, 600	376, 100	433, 700		
	43	254, 100	311, 100	377, 400	435, 100		
	44	255, 600	311, 600	378, 600	436, 400		
	45	257, 100	312, 100	379, 300	437, 200		
	46	258, 400	312, 600	380, 300	438, 000		
	47	259, 600	313, 100	381, 100	438, 900		
	48	260, 800	313, 600	381, 800	439, 800		
	49	262, 000	314, 000	382, 500	440, 600		
	50	263, 100	314, 500	383, 200	441, 400		
	51	264, 200	315, 000	383, 900	442, 000		
	52	265, 300	315, 500	384, 600	442, 800		
	53	266, 400	315, 900	385, 200	443, 200		
	54	267, 500	316, 400	385, 900	443, 800		
	55	268, 500	316, 800	386, 700	444, 300		
	56	269, 500	317, 200	387, 500	444, 800		
	57	270, 500	317, 600	388, 100	445, 300		
	58	271, 200	318, 000	388, 900	445, 900		
定年	59	271, 800	318, 400	389, 600	446, 400		
前再	60	272, 400	318, 800	390, 300	446, 900		
任用	61	273, 000	319, 200	390, 900	447, 400		
短時	62	273, 600	319, 800	391, 600	448, 000		
間勤	63	274, 200	320, 400	392, 300	448, 500		
務職	64	274, 800	321, 000	393, 000	449, 000		
員以	65	275, 400	321, 500	393, 700	449, 500		
外の	66	276, 000	322, 100	394, 300			
職員	67	276, 600	322, 700	394, 900			
	68	277, 200	323, 300	395, 600			
	69	277, 800	323, 800	396, 300			
	70	278, 500	324, 400	396, 800			
	71	279, 200	325, 000	397, 400			
	72	279, 900	325, 600	398, 000			
	73	280, 500	326, 100	398, 500			
	74	281, 200	326, 800	399, 100			
	75	281, 900	327, 500	399, 700			
	76	282, 600	328, 200	400, 200			

	77	283, 200	328, 900	400, 700			
	78	283, 900	329, 600	401, 200			
	79	284, 600	330, 300	401, 700			
	80	285, 200	331, 000	402, 400			
	81	285, 800	331, 700	402, 800			
	82	286, 500	332, 500				
	83	287, 200	333, 200				
	84	287, 800	333, 800				
	85	288, 400	334, 300				
	86	289, 100	334, 800				
	87	289, 800	335, 200				
	88	290, 400	335, 600				
	89	291, 000	335, 900				
	90	291, 700	336, 400				
	91	292, 400	336, 800				
	92	293, 000	337, 200				
	93	293, 600	337, 500				
	94	294, 300	337, 900				
	95	294, 900	338, 300				
	96	295, 500	338, 700				
	97	295, 800	339, 200				
	98	296, 400	339, 700				
	99	297, 000	340, 200				
	100	297, 500	340, 700				
	101	298, 000	341, 200				
	102	298, 400	341, 700				
	103	298, 800	342, 200				
	104	299, 200	342, 700				
	105	299, 600	343, 100				
	106	300, 100	343, 500				
	107	300, 600	344, 000				
	108	300, 900	344, 400				
	109	301, 100	344, 900				
	110	301, 500	345, 300				
	111	301, 800	345, 700				
	112	302, 000	346, 100				
	113	302, 300	346, 600				
	114	302, 600	347, 000				
	115	302, 900	347, 400				
	116	303, 200	347, 800				

	117	303,500	348,300				
	118	303,800	348,700				
	119	304,000	349,100				
	120	304,300	349,500				
	121	304,600	349,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	432,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 7（第 3 条関係）

医 療 職 給 料 表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	388, 100	459, 100	516, 600
	38	389, 600	460, 800	517, 900
	39	391, 100	462, 400	519, 200
	40	392, 600	464, 000	520, 500
	41	394, 100	465, 600	521, 500
	42	394, 800	466, 800	522, 300
	43	395, 400	468, 000	523, 100
	44	396, 100	469, 100	523, 900
	45	397, 000	470, 100	524, 800
	46	397, 600	471, 100	525, 600
	47	398, 200	472, 000	526, 400
	48	398, 800	472, 800	527, 100
	49	399, 400	473, 500	527, 900
	50	399, 900	474, 200	528, 700
	51	400, 400	474, 900	529, 400
	52	400, 900	475, 500	530, 300
	53	401, 400	476, 200	531, 200
	54	401, 800	476, 900	532, 000
	55	402, 200	477, 500	532, 900
	56	402, 600	478, 100	533, 800
	57	403, 000	478, 400	534, 600
	58	403, 400	479, 000	535, 500
	59	403, 800	479, 700	536, 400
	60	404, 200	480, 400	537, 100
	61	404, 600	480, 800	537, 900
	62	405, 000	481, 400	538, 800
	63	405, 400	482, 100	539, 700
	64	405, 800	482, 800	540, 600
	65	406, 100	483, 200	541, 400
	66		483, 800	542, 300
	67		484, 400	543, 200
	68		484, 900	544, 100
	69		485, 400	544, 900
	70		485, 900	545, 800
	71		486, 400	546, 700
	72		486, 900	547, 600
	73		487, 300	548, 400
	74		487, 800	549, 300
	75		488, 200	550, 200
	76		488, 700	551, 100

	77		489,200	551,900	
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、保健福祉事務所、社会福祉施設等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第8（第3条関係）

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	244,100	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	246,400	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	248,700	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	250,900	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	252,700	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	254,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	256,100	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	258,200	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	259,500	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	260,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	261,900	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	263,000	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	263,800	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	264,600	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	265,400	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	266,200	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	267,000	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	267,800	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	268,600	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	269,400	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	270,200	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	271,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	271,800	318,100	365,900	406,800	449,500

	37	238, 800	272, 600	319, 300	366, 900	407, 200	449, 800
	38	239, 600	273, 400	320, 600	367, 700	407, 400	
	39	240, 400	274, 200	321, 900	368, 700	407, 700	
	40	241, 200	275, 000	323, 100	369, 800	408, 000	
	41	241, 800	275, 800	324, 000	370, 800	408, 300	
	42	242, 400	276, 600	325, 200	371, 800	408, 600	
	43	243, 000	277, 400	326, 400	372, 800	408, 900	
	44	243, 500	278, 200	327, 600	373, 700	409, 200	
	45	244, 000	279, 000	328, 700	374, 500	409, 400	
	46	244, 600	279, 900	329, 700	375, 300	409, 700	
	47	245, 100	280, 800	330, 700	376, 200	410, 000	
	48	245, 500	281, 600	331, 600	377, 000	410, 300	
	49	245, 900	282, 400	332, 500	377, 500	410, 500	
	50	246, 400	283, 300	333, 500	378, 300	410, 800	
	51	246, 900	284, 200	334, 500	379, 100	411, 100	
	52	247, 400	285, 000	335, 400	379, 900	411, 400	
	53	247, 700	285, 800	335, 900	380, 300	411, 600	
	54	248, 000	286, 900	336, 800	381, 000	411, 900	
	55	248, 300	287, 900	337, 500	381, 700	412, 200	
	56	248, 600	288, 900	338, 400	382, 300	412, 500	
	57	248, 900	289, 900	339, 100	382, 700	412, 700	
	58	249, 200	291, 000	339, 400	383, 200	413, 000	
	59	249, 500	292, 000	339, 900	383, 800	413, 300	
	60	249, 800	293, 000	340, 500	384, 400	413, 600	
	61	250, 100	294, 000	341, 100	384, 800	413, 800	
	62	250, 400	295, 000	341, 800	385, 300	414, 100	
	63	250, 700	296, 000	342, 500	385, 800	414, 400	
	64	251, 000	297, 000	343, 100	386, 300	414, 700	
定年	65	251, 300	298, 000	343, 800	386, 900	414, 900	
前再	66	251, 600	299, 200	344, 300	387, 400		
任用	67	251, 900	300, 300	344, 900	388, 000		
短時	68	252, 200	301, 400	345, 500	388, 600		
間勤	69	252, 500	302, 500	345, 800	389, 100		
務職	70	252, 800	303, 600	346, 400	389, 600		
員以	71	253, 100	304, 700	346, 900	390, 100		
外の	72	253, 300	305, 800	347, 400	390, 600		
職員	73	253, 500	306, 900	347, 900	390, 900		
	74	253, 800	308, 000	348, 400	391, 400		
	75	254, 100	309, 100	348, 900	391, 800		
	76	254, 300	310, 200	349, 300	392, 200		

	77	254, 500	311, 200	349, 600	392, 600		
	78	254, 800	312, 200	349, 900	393, 100		
	79	255, 100	313, 200	350, 100	393, 500		
	80	255, 300	314, 200	350, 400	393, 900		
	81	255, 500	315, 200	350, 900	394, 300		
	82	255, 800	316, 200	351, 200	394, 800		
	83	256, 100	317, 200	351, 500	395, 200		
	84	256, 300	318, 100	351, 800	395, 600		
	85	256, 500	319, 000	352, 200	396, 000		
	86		319, 800	352, 500	396, 500		
	87		320, 500	352, 800	396, 900		
	88		321, 200	353, 100	397, 300		
	89		321, 800	353, 500	397, 700		
	90		322, 500	353, 800			
	91		323, 100	354, 100			
	92		323, 700	354, 400			
	93		324, 300	354, 700			
	94		324, 500	355, 100			
	95		325, 000	355, 500			
	96		325, 500	355, 900			
	97		326, 100	356, 400			
	98		326, 600	356, 800			
	99		327, 100	357, 200			
	100		327, 500	357, 600			
	101		328, 100	358, 100			
	102		328, 600				
	103		329, 000				
	104		329, 500				
	105		330, 000				
	106		330, 400				
	107		330, 600				
	108		330, 900				
	109		331, 300				
	110		331, 700				
	111		332, 000				
	112		332, 300				
	113		332, 600				
	114		332, 800				
	115		333, 200				
	116		333, 500				

	117		333,700				
	118		334,000				
	119		334,300				
	120		334,600				
	121		334,800				
	122		335,100				
	123		335,400				
	124		335,600				
	125		335,800				
	126		336,000				
	127		336,400				
	128		336,600				
	129		336,800				
	130		337,200				
	131		337,600				
	132		338,000				
	133		338,200				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		193,000	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、保健福祉事務所、社会福祉施設等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の医療技術職員、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第9（第3条関係）

医 療 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000

37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	467, 600
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	468, 300
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	469, 000
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	469, 800
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	436, 900	
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	437, 200	
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	437, 500	
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	437, 900	
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	438, 300	
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	438, 600	
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	438, 900	
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	439, 300	
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000		
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500		
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900		
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200		

定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
	86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,300		
	87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,800		
	88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,200		
	89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,600		
	90	288,100	316,900	353,500	371,500	400,000		
	91	288,600	317,900	354,100	371,900	400,500		
	92	289,100	318,900	354,700	372,200	400,900		
	93	289,600	319,700	355,100	372,800	401,300		
	94	290,200	320,400	355,500	373,300			
	95	290,800	321,100	356,000	373,800			
	96	291,400	321,700	356,400	374,300			
	97	292,000	322,200	356,900	374,900			
	98	292,500	322,500	357,300	375,400			
	99	293,000	323,100	357,800	375,900			
	100	293,500	323,700	358,200	376,300			
	101	294,000	324,100	358,500	376,900			
	102	294,500	324,700	359,000	377,400			
	103	295,000	325,300	359,400	377,900			
	104	295,400	325,800	359,700	378,400			
	105	295,800	326,200	360,100	379,000			
	106	296,300	326,700	360,600	379,400			
	107	296,800	327,200	361,100	379,900			
	108	297,100	327,700	361,600	380,400			
	109	297,300	328,100	362,100	381,000			
	110	297,600	328,500	362,600				
	111	297,800	328,800	363,100				
	112	298,100	329,100	363,500				
	113	298,400	329,400	363,900				
	114	298,600	329,800	364,300				
	115	298,900	330,100	364,800				
	116	299,100	330,400	365,300				

	117	299, 400	330, 600	365, 700					
	118	299, 700	330, 900	366, 200					
	119	300, 000	331, 200	366, 700					
	120	300, 300	331, 400	367, 200					
	121	300, 600	331, 600	367, 500					
	122	301, 000	331, 900						
	123	301, 300	332, 200						
	124	301, 600	332, 500						
	125	301, 800	332, 700						
	126	302, 000	333, 000						
	127	302, 300	333, 400						
	128	302, 700	333, 600						
	129	302, 900	333, 800						
	130	303, 200	334, 000						
	131	303, 600	334, 400						
	132	304, 000	334, 600						
	133	304, 200	334, 900						
	134	304, 500	335, 300						
	135	304, 800	335, 700						
	136	305, 100	336, 100						
	137	305, 300	336, 400						
	138	305, 600	336, 800						
	139	305, 900	337, 200						
	140	306, 200	337, 600						
	141	306, 400	337, 900						
	142	306, 800	338, 300						
	143	307, 200	338, 600						
	144	307, 500	339, 000						
	145	307, 700	339, 300						
	146	307, 900	339, 700						
	147	308, 200	340, 100						
	148	308, 600	340, 500						
	149	308, 800	340, 800						
	150	309, 000	341, 200						
	151	309, 300	341, 600						
	152	309, 600	342, 000						
	153	310, 000	342, 300						
	154	310, 200							
	155	310, 400							
	156	310, 700							

	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、社会福祉施設等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第10（第3条関係）

福 祉 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200	408,300
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900	410,200
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500	412,100
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100	413,900
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700	415,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500	417,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000	419,300
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600	421,100
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000	422,700
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600	424,200
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200	425,700
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700	427,200
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600	428,700
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500	430,000
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400	431,300
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200	432,500
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700	433,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500	435,000
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200	436,300
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800	437,500
	21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500	438,700
	22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900	439,500
	23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300	440,300
	24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700	441,100
	25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100	441,700
	26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300	442,300
	27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500	442,900
	28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500	443,500
	29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600	444,200
	30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800	445,000
	31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900	445,400
	32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000	446,100
	33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700	446,600
	34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400	447,000
	35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100	447,400
	36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800	447,800

	37	245, 100	290, 300	324, 800	367, 100	405, 400	448, 200
	38	246, 000	291, 300	325, 900	368, 500	406, 000	448, 600
	39	246, 900	292, 300	327, 000	369, 900	406, 500	449, 000
	40	247, 700	293, 200	328, 000	371, 300	406, 900	449, 300
	41	248, 500	294, 100	329, 000	372, 300	407, 300	449, 600
	42	249, 100	295, 100	329, 900	373, 400	407, 500	450, 000
	43	249, 700	296, 100	330, 800	374, 300	407, 800	450, 300
	44	250, 300	297, 000	331, 700	375, 400	408, 100	450, 600
	45	250, 800	297, 900	332, 600	376, 100	408, 400	450, 900
	46	251, 300	298, 800	333, 300	376, 700	408, 700	
	47	251, 800	299, 700	333, 900	377, 400	409, 000	
	48	252, 300	300, 600	334, 500	378, 200	409, 300	
	49	252, 800	301, 400	335, 100	379, 000	409, 500	
	50	253, 400	302, 300	335, 800	379, 700	409, 800	
	51	253, 900	303, 200	336, 400	380, 500	410, 100	
	52	254, 400	304, 000	337, 000	381, 200	410, 400	
	53	254, 800	304, 900	337, 600	382, 000	410, 600	
	54	255, 300	305, 900	338, 100	382, 700	410, 900	
	55	255, 800	306, 900	338, 600	383, 400	411, 200	
	56	256, 300	307, 800	339, 100	384, 000	411, 500	
	57	256, 800	308, 700	339, 500	384, 300	411, 700	
	58	257, 200	309, 700	339, 700	384, 900	412, 000	
	59	257, 600	310, 600	340, 200	385, 500	412, 300	
	60	258, 000	311, 500	340, 700	386, 200	412, 500	
	61	258, 400	312, 400	341, 000	386, 600	412, 700	
	62	258, 800	313, 300	341, 400	387, 300	413, 000	
	63	259, 200	314, 200	341, 900	387, 900	413, 300	
	64	259, 600	315, 000	342, 300	388, 500	413, 500	
	65	260, 000	315, 700	342, 700	388, 900	413, 700	
	66	260, 400	316, 600	343, 200	389, 400	414, 000	
	67	260, 800	317, 400	343, 600	390, 000	414, 300	
	68	261, 200	318, 200	344, 100	390, 500	414, 500	
	69	261, 600	319, 000	344, 300	390, 900	414, 700	
	70	262, 000	319, 500	344, 800	391, 400	415, 000	
	71	262, 400	320, 000	345, 300	391, 900	415, 300	
	72	262, 800	320, 500	345, 700	392, 400	415, 500	
	73	263, 200	321, 000	346, 000	392, 900	415, 700	
	74	263, 600	321, 600	346, 400	393, 300	416, 000	
定年	75	264, 000	322, 100	346, 900	393, 700	416, 300	
前再	76	264, 400	322, 600	347, 300	394, 100	416, 500	

任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	264, 800	322, 900	347, 500	394, 300	416, 700	
	78	265, 200	323, 200	347, 800	394, 500		
	79	265, 600	323, 700	348, 200	394, 800		
	80	265, 900	324, 000	348, 600	395, 100		
	81	266, 200	324, 300	348, 900	395, 300		
	82	266, 600	324, 600	349, 200	395, 600		
	83	267, 000	324, 900	349, 600	395, 900		
	84	267, 300	325, 200	350, 000	396, 100		
	85	267, 600	325, 600	350, 300	396, 300		
	86	268, 000	326, 000	350, 700	396, 600		
	87	268, 400	326, 300	351, 100	396, 900		
	88	268, 700	326, 500	351, 300	397, 100		
	89	269, 000	327, 000	351, 600	397, 300		
	90	269, 400	327, 400	352, 000	397, 600		
	91	269, 800	327, 600	352, 400	397, 900		
	92	270, 100	328, 000	352, 600	398, 100		
	93	270, 400	328, 400	352, 900	398, 300		
	94	270, 800	328, 800	353, 300	398, 600		
	95	271, 200	329, 200	353, 700	398, 900		
	96	271, 500	329, 500	353, 900	399, 100		
	97	271, 800	329, 700	354, 200	399, 300		
	98	272, 200	330, 000		399, 600		
	99	272, 600	330, 300		399, 900		
	100	272, 900	330, 600		400, 100		
	101	273, 200	331, 000		400, 300		
	102	273, 600	331, 200				
	103	274, 000	331, 500				
	104	274, 300	331, 900				
105	274, 500	332, 300					
106	274, 700	332, 600					
107	275, 000	332, 900					
108	275, 300	333, 200					
109	275, 600	333, 500					
110	275, 900	333, 900					
111	276, 200	334, 200					
112	276, 400	334, 400					
113	276, 700	334, 600					
114	277, 000	334, 900					
115	277, 300	335, 200					
116	277, 700	335, 500					

	117	278,000	335,700				
	118	278,300	336,000				
	119	278,600	336,300				
	120	279,000	336,600				
	121	279,200	336,800				
	122	279,400	337,100				
	123	279,800	337,400				
	124	280,100	337,700				
	125	280,300	337,900				
	126	280,600					
	127	281,000					
	128	281,400					
	129	281,600					
	130	282,000					
	131	282,400					
	132	282,700					
	133	282,900					
	134	283,200					
	135	283,600					
	136	283,900					
	137	284,100					
	138	284,400					
	139	284,700					
	140	285,000					
	141	285,200					
	142	285,400					
	143	285,600					
	144	285,900					
	145	286,300					
	146	286,500					
	147	286,800					
	148	287,100					
	149	287,400					
	150	287,600					
	151	287,900					
	152	288,100					
	153	288,400					
		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700
-----------------------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、社会福祉施設、保健福祉事務所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の別表第1から別表第10までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日において当該職員が属していた職務の級における同日において当該職員が受けていた号給の給料月額(以下「旧給料月額」という。)と改正後の別表第1から別表第10までの給料表における当該職務の級において給料月額が同額である号給(旧給料月額と同額である号給がない場合は、旧給料月額の直近上位の額の号給)とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額については、当該職員が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する特例)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の第8条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)」とあるのは「第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者(前各号に掲げる者を除く。)」とあるのは
- 「(5) 心身に著しい障害がある者(前各号に掲げる者を除く。)」とあるのは
- (6) 配偶者(届出をしないが
- と、
- 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。)(前号に掲げる者を除く。))」
- 同条第3項中「次項」とあるのは「以下この条」と、「1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等」とあるのは「そのうち1人については1万1,100円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、1万4,500円)、扶養親族たる子が2人ある場合にあつてはそのうち1人を除く他の子については1万1,600円、扶養親族たる子が3人以上ある場合にあつてはそのうち1人を除く他の子について、そのうち1人については1万1,600円、その他の子については1人につき1万2,300円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「6,500円」とあるのは「6,900円」と、「にあつては、3,500円)」とあるのは「(以下この項において「行(1)8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、同項第6号に該当する扶養親族については5,000円(行(1)8級職員等にあつては、1,900円)」と、同条第4項中「5,000円」とあるのは「6,400円」とする。

- 5 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における改正後の第8条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者(前

各号に掲げる者を除く。）」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者（前各号に掲げる者を除く。）
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情

と、同条第3項中「次項」とある
にある者を含む。次項において同じ。）（前号に掲げる者を除く。）」

のは「以下この条」と、「1人につき1万3,000円」とあるのは「そのうち1人については1万2,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、1万3,800円）、扶養親族たる子が2人ある場合にあつてはそのうち1人を除く他の子については1万2,300円、扶養親族たる子が3人以上ある場合にあつてはそのうち1人を除く他の子について、そのうち1人については1万2,300円、その他の子については1人につき1万2,600円」と、「6,500円」とあるのは「6,700円」と、「とする」とあるのは「同項第6号に該当する扶養親族については2,500円とする」と、同条第4項中「5,000円」とあるのは「5,700円」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

6 改正後の第9条の6第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

7 改正後の第17条の規定の適用に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

（人事委員会規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

9 職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条の表第17条の3の項中「、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2及び第17条」を「及び第8条」に、「第9条、第9条の4、第9条の6」を「第9条の4、第9条の6」に改める。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

令和6年10月11日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例 及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第10号を次のように改める。

(10) 子の看護等休暇

第9条第2項中「暦年」を「4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「年度」という。)」に改め、同条第3項中「2月」を「5月」に、「年の」を「年度の」に改め、同条第6項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第15条の2第2項中「暦年」を「年度」に改める。

第15条の4の見出しを「(子の看護等休暇)」に改め、同条第1項中「看護の」を「看護その他の人事委員会規則で定める事由の」に、「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同条第2項中「暦年」を「年度」に改め、同条第3項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第15条の6第1項中「定める者」の次に「(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加え、同条第2項中「暦年」を「年度」に改め、同条第3項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第15条の7第2項中「暦年」を「年度」に改める。

第16条の4第1項中「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員(第18条の2において「育児短時間勤務職員等」という。)その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。)」を削る。

第17条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第18条の2中「育児短時間勤務職員等」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員」に改め、同条を第18条の4とし、第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措

置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、願い出、請求等（次条において「申告等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る申告等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第1中

「

2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月

を

「

5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

に改める。

」

」

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第10号を次のように改める。

(10) 子の看護等休暇

第6条第2項中「暦年」を「4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「年度」という。）」に改め、同条第3項中「2月」を「5月」に、「年の」を「年度の」に改め、同条第6項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第12条の2第2項中「暦年」を「年度」に改める。

第12条の4の見出しを「(子の看護等休暇)」に改め、同条第1項中「看護の」を「看護その他の人事委員会規則で定める事由の」に、「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同条第2項中「暦年」を「年度」に改め、同条第3項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同項た

だし書中「すべて」を「全て」に改める。

第12条の6第1項中「定める者」の次に「(第15条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加え、同条第2項中「暦年」を「年度」に改め、同条第3項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第12条の7第2項中「暦年」を「年度」に改める。

第13条の4第1項中「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員(第16条の2において「育児短時間勤務職員等」という。)その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。)」を削る。

第14条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第15条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等)

第15条の2 教育委員会は、職員が教育委員会に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、願い出、請求等(次条において「申告等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 教育委員会は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の3 教育委員会は、介護両立支援制度等の利用に係る申告等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第16条中「前条」を「前3条」に改める。

第16条の2中「育児短時間勤務職員等」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員」に改める。

別表第1中

「	「
2月	5月
3月	6月
4月	7月

5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月

を

8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第15条の4第3項ただし書、第15条の6第3項ただし書及び第16条の4第1項の改正規定並びに第18条の2の改正規定（同条を第18条の4とする部分を除く。）並びに第2条中学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「学校勤務時間条例」という。）第12条の4第3項ただし書、第12条の6第3項ただし書、第13条の4第1項及び第16条の2の改正規定 公布の日

(2) 第1条中勤務時間条例第8条第1項第10号並びに第15条の4の見出し及び同条第1項の改正規定、同条第3項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第15条の6第1項並びに第17条の2第2項及び第4項の改正規定並びに第18条の2を第18条の4とし、第18条の次に2条を加える改正規定並びに第2条中学校勤務時間条例第5条第1項第10号並びに第12条の4の見出し及び同条第1項の改正規定、同条第3項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第12条の6第1項並びに第14条の2第2項及び第4項の改正規定、第15条の次に2条を加える改正規定並びに第16条の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定 令和7年4月1日

(勤務時間条例の一部改正に伴う経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の勤務時間条例（以下「改正前の勤務時間条例」という。）第15条の4第1項の規定により与えられた子の看護休暇については、第1条の規定による改正後の勤務時間条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第15条の4第1項の規定により与えられた子の看護等休暇とみなす。

3 令和8年3月31日に在職する職員については、改正後の勤務時間条例第9条第6項の規定にかかわらず、改正前の勤務時間条例第9条第1項又は第3項の規定により同年に与えられるものとされた年次休暇の日数のうち同日までに消費しなかった日数を令和8年度に限り繰り越すことができる。

(学校勤務時間条例の一部改正に伴う経過措置)

4 一部施行日前に第2条の規定による改正前の学校勤務時間条例（以下「改正前の学校勤務時間条例」という。）第12条の4第1項の規定により与えられた子の看護休暇については、第2条の規定による改正後の学校勤務時間条例（以下「改正後の学校勤務時間条例」という。）第12条の4第1項の規定により与えられた子の看護等休暇とみなす。

- 5 令和8年3月31日に在職する職員については、改正後の学校勤務時間条例第6条第6項の規定にかかわらず、改正前の学校勤務時間条例第6条第1項又は第3項の規定により同年に与えられるものとされた年次休暇の日数のうち同日までに費消しなかった日数を令和8年度に限り繰り越すことができる。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の看護休暇等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

学校職員の給与等に関する条例の一部 を改正する条例

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「第1号から第5号までに該当する」を「前各号に掲げる」に改め、同号を同項第5号とし、同条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第8条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「7,000円に特定期間」を「5,000円に当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2第2項中「100分の12.35」を「100分の12.45」に改める。

第9条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第9条の5第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「以下「運賃等相当額」という。)」を「次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)」に改め、同号ただし書を削る。

第9条の5第2項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(以下この号において「合計額」という。))が4万5,000円を超えるときは、前号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額から300円(合計額と4万5,000円との差額の2分の1が300円に満たないときは、合計額と4万5,000円との差額の2分の1)を差し引いた額とする。)」を「の合計額」に改め、同条第3項中「交通機関等(以下)」を「交通機関等(第1号、次項及び第5項において)」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「。以下」を「。同号及び次項において」に改め、「定める額」の次に「の合計額」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

第9条の5第4項中「教育委員会の要請に係る人事交流により、国又は他の地方公共団体に勤務する者その他人事委員会規則で定める者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削

り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第9条の6第3項中「教育委員会の要請に係る人事交流により、国又は他の地方公共団体に勤務する者その他人事委員会規則で定める者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第13条の4第1項第5号中「教育委員会」を「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第17条の3中「第9条の7の規定による」、「第15条に規定する」、「第20条の4に規定する」及び「第21条に規定する」を削る。

第18条の2第1項中「第7条の2に規定する」を削り、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「第7条の2に規定する」を削り、「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「1万円」を「1万2,000円」に改め、「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削り、同項第2号中「5,000円」を「6,000円」に改める。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第21条の2中「、第9条、第9条の4及び第15条」を削る。

第22条の3第5項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	286,600	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	288,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	290,400	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	292,200	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	294,000	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	295,900	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	297,700	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	299,400	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	301,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	302,900	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	304,600	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	306,200	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	307,800	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	309,500	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	311,300	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	313,000	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	314,300	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	316,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	318,000	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	319,700	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	321,400	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	323,300	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	325,000	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	326,700	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	328,400	379,400	457,300
	26	248,200	264,000	330,200	380,600	457,800
	27	249,400	265,800	332,000	381,800	458,300
	28	250,600	267,600	333,700	382,900	458,800
	29	251,700	269,300	335,400	384,000	459,300
	30	252,900	271,500	336,700	385,200	459,800
	31	254,100	273,700	338,000	386,400	460,300
	32	255,300	275,900	339,300	387,500	460,800
	33	256,400	278,100	340,800	388,600	461,300
	34	257,700	280,300	342,400	389,800	461,800
	35	259,000	282,500	343,900	391,000	462,300
	36	260,300	284,600	345,500	392,200	462,800

	37	261, 700	286, 600	347, 000	393, 400	463, 300
	38	263, 100	288, 500	348, 600	394, 700	463, 800
	39	264, 400	290, 400	350, 200	395, 900	464, 300
	40	265, 700	292, 200	351, 700	397, 100	464, 800
	41	267, 000	294, 000	353, 200	398, 300	465, 300
	42	268, 000	295, 900	354, 800	399, 600	
	43	269, 000	297, 700	356, 400	400, 600	
	44	269, 900	299, 400	357, 900	401, 700	
	45	270, 600	301, 100	359, 400	402, 900	
	46	271, 400	302, 900	361, 000	404, 100	
	47	272, 200	304, 600	362, 600	405, 300	
	48	273, 000	306, 200	364, 100	406, 500	
	49	273, 800	307, 800	365, 600	407, 600	
	50	274, 600	309, 500	367, 200	408, 600	
	51	275, 300	311, 300	368, 800	409, 900	
	52	276, 100	313, 000	370, 300	411, 100	
	53	276, 900	314, 300	371, 800	412, 300	
	54	277, 700	316, 200	373, 200	413, 400	
	55	278, 500	318, 000	374, 600	414, 500	
	56	279, 300	319, 700	375, 900	415, 600	
	57	280, 000	321, 400	377, 200	416, 600	
	58	280, 600	323, 300	378, 600	417, 800	
	59	281, 400	325, 000	380, 000	419, 000	
	60	282, 300	326, 700	381, 300	420, 200	
	61	283, 100	328, 400	382, 400	420, 800	
	62	283, 700	330, 200	383, 800	421, 600	
	63	284, 500	332, 000	385, 100	422, 300	
	64	285, 200	333, 700	386, 400	422, 800	
	65	286, 200	335, 400	387, 600	423, 100	
	66	287, 000	336, 700	388, 900	423, 400	
	67	287, 800	338, 000	390, 000	423, 800	
	68	288, 500	339, 300	391, 200	424, 200	
	69	289, 200	340, 800	392, 400	424, 500	
	70	290, 000	342, 300	393, 500	424, 900	
	71	290, 800	343, 800	394, 700	425, 200	
	72	291, 500	345, 300	395, 900	425, 500	
	73	292, 200	346, 700	397, 300	425, 800	
	74	292, 900	348, 200	398, 300	426, 200	
	75	293, 600	349, 700	399, 300	426, 500	
	76	294, 200	351, 200	400, 300	426, 800	

	77	294, 800	352, 600	401, 200	427, 100
	78	295, 500	354, 100	402, 200	427, 400
	79	296, 200	355, 600	403, 300	427, 700
	80	296, 800	357, 100	404, 400	427, 900
	81	297, 400	358, 500	405, 100	428, 100
	82	298, 100	359, 800	406, 000	428, 400
	83	298, 800	361, 100	406, 900	428, 700
	84	299, 500	362, 300	407, 800	428, 900
	85	300, 200	363, 500	408, 600	429, 100
	86	301, 000	364, 700	409, 400	429, 400
	87	301, 700	365, 900	410, 200	429, 700
	88	302, 400	367, 000	411, 000	429, 900
	89	303, 100	368, 100	411, 600	430, 100
	90	304, 000	369, 200	412, 300	430, 400
	91	304, 800	370, 300	413, 000	430, 700
	92	305, 600	371, 400	413, 700	430, 900
定年 前再 任用	93	306, 100	372, 500	414, 300	431, 100
短時 間勤	94	306, 900	373, 700	414, 800	431, 400
務職	95	307, 700	374, 800	415, 200	431, 700
員以 外の	96	308, 500	375, 900	415, 500	431, 900
職員	97	309, 200	376, 900	415, 800	432, 100
	98	310, 000	377, 900	416, 100	432, 400
	99	310, 800	378, 800	416, 400	432, 700
	100	311, 500	379, 700	416, 600	432, 900
	101	312, 300	380, 500	416, 800	433, 100
	102	313, 200	381, 500	417, 100	433, 400
	103	314, 100	382, 400	417, 400	433, 700
	104	314, 900	383, 300	417, 600	433, 900
	105	315, 500	384, 100	417, 800	434, 100
	106	316, 300	385, 000	418, 100	434, 400
	107	317, 100	385, 900	418, 400	434, 700
	108	317, 900	386, 800	418, 600	434, 900
	109	318, 600	387, 600	418, 800	435, 100
	110	319, 000	388, 600	419, 100	
	111	319, 400	389, 500	419, 400	
	112	319, 900	390, 400	419, 600	
	113	320, 400	391, 000	419, 800	
	114	320, 800	391, 900	420, 100	
	115	321, 300	392, 800	420, 400	
	116	321, 700	393, 700	420, 600	

117	322, 200	394, 500	420, 800
118	322, 700	395, 200	421, 100
119	323, 100	396, 000	421, 400
120	323, 600	396, 800	421, 600
121	324, 100	397, 400	421, 800
122	324, 500	398, 100	422, 100
123	325, 000	398, 800	422, 400
124	325, 500	399, 400	422, 600
125	326, 100	400, 000	422, 800
126	326, 400	400, 700	423, 100
127	326, 700	401, 200	423, 400
128	327, 000	401, 800	423, 600
129	327, 200	402, 400	423, 800
130	327, 500	403, 000	424, 100
131	327, 800	403, 500	424, 400
132	328, 000	404, 000	424, 600
133	328, 200	404, 300	424, 800
134	328, 400	404, 600	425, 100
135	328, 600	404, 900	425, 400
136	328, 900	405, 200	425, 600
137	329, 200	405, 500	425, 800
138	329, 400	405, 800	
139	329, 700	406, 100	
140	330, 000	406, 400	
141	330, 200	406, 700	
142	330, 400	407, 000	
143	330, 700	407, 300	
144	330, 900	407, 600	
145	331, 200	407, 800	
146	331, 400	408, 100	
147	331, 700	408, 400	
148	332, 000	408, 600	
149	332, 200	408, 800	
150	332, 400	409, 100	
151	332, 700	409, 400	
152	333, 000	409, 600	
153	333, 200	409, 800	
154	333, 400	410, 100	
155	333, 700	410, 400	
156	334, 000	410, 600	

	157	334,200	410,800			
	158	334,400	411,100			
	159	334,700	411,400			
	160	335,000	411,600			
	161	335,200	411,800			
	162	335,400	412,100			
	163	335,700	412,400			
	164	336,000	412,600			
	165	336,200	412,800			
	166		413,100			
	167		413,400			
	168		413,600			
	169		413,800			
	170		414,100			
	171		414,400			
	172		414,600			
	173		414,800			
	174		415,100			
	175		415,400			
	176		415,600			
	177		415,800			
	178		416,100			
	179		416,400			
	180		416,600			
	181		416,800			
	182		417,100			
	183		417,400			
	184		417,600			
	185		417,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,200	301,400	330,000	411,900

備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、同

表のその者が受ける 4 級の号給の額（以下「4 級の額」という。）に 7,500 円（4 級の額に 7,500 円を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「3 級等の額」という。）に満たない場合にあっては、3 級等の額から 4 級の額を控除して得た額（100 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額））を加算した額とする。

(1) この表の 3 級から移つて同表の 4 級の適用を受けている者 当該 4 級に移つた日の前日に受けていた 3 級の号給に対応するこの表の額に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第 3 条第 1 項に規定する教職調整額を加算した額（当該 4 級に移つた日以後に降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）された者にあっては、部内の他の降号された者との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会の承認を得て定める額）

(2) 任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める者 (1)に掲げる者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 5 級である職員の給料月額、同表のその者が受ける 5 級の号給の額（以下「5 級の額」という。）が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「4 級等の額」という。）に満たない場合にあっては、5 級の額に 4 級等の額から 5 級の額を控除して得た額（100 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。

(1) この表の 4 級から移つて同表の 5 級の適用を受けている者 当該 5 級に移つた日の前日に受けていた 4 級の号給に対応するこの表の額に備考 2 の規定の例により算定した額を加算した額（当該 5 級に移つた日以後に降号された者にあっては、部内の他の降号された者との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会の承認を得て定める額）

(2) 任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める者 (1)に掲げる者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額

別表第2（第3条関係）

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	188,600	227,400	281,800	315,000
	2	190,700	228,700	282,600	316,400
	3	192,800	230,000	283,400	317,800
	4	194,900	231,300	284,100	319,200
	5	196,900	232,500	284,800	320,600
	6	198,900	233,600	285,500	322,200
	7	200,900	234,600	286,200	323,700
	8	202,700	235,600	287,000	325,200
	9	204,500	236,700	287,800	326,700
	10	206,400	237,900	288,600	328,300
	11	208,300	239,200	289,400	329,800
	12	210,400	240,500	290,100	331,300
	13	212,100	241,800	290,800	332,800
	14	214,100	244,100	291,900	334,400
	15	216,300	246,400	293,000	335,900
	16	218,400	248,700	294,200	337,400
	17	220,500	250,900	295,400	338,900
	18	221,600	252,700	296,600	340,500
	19	222,700	254,400	297,800	342,100
	20	223,800	256,100	299,000	343,600
	21	224,900	258,200	300,200	344,900
	22	225,800	259,500	301,400	346,400
	23	226,700	260,800	302,600	347,900
	24	227,600	261,900	303,800	349,400
	25	228,500	263,000	305,000	350,900
	26	229,400	263,800	306,200	352,400
	27	230,300	264,600	307,300	353,900
	28	231,200	265,400	308,500	355,300
	29	232,100	266,200	309,800	356,700
	30	233,000	267,000	311,000	358,300
	31	233,900	267,800	312,200	359,800
	32	234,800	268,600	313,400	361,300
	33	235,600	269,400	314,600	362,500
	34	236,400	270,200	315,700	363,600
	35	237,200	271,000	316,900	364,800
	36	238,000	271,800	318,100	365,900

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	238,800	272,600	319,300	366,900
	38	239,600	273,400	320,600	367,700
	39	240,400	274,200	321,900	368,700
	40	241,200	275,000	323,100	369,800
	41	241,800	275,800	324,000	370,800
	42	242,400	276,600	325,200	371,800
	43	243,000	277,400	326,400	372,800
	44	243,500	278,200	327,600	373,700
	45	244,000	279,000	328,700	374,500
	46	244,600	279,900	329,700	375,300
	47	245,100	280,800	330,700	376,200
	48	245,500	281,600	331,600	377,000
	49	245,900	282,400	332,500	377,500
	50	246,400	283,300	333,500	378,300
	51	246,900	284,200	334,500	379,100
	52	247,400	285,000	335,400	379,900
	53	247,700	285,800	335,900	380,300
	54	248,000	286,900	336,800	381,000
	55	248,300	287,900	337,500	381,700
	56	248,600	288,900	338,400	382,300
	57	248,900	289,900	339,100	382,700
	58	249,200	291,000	339,400	383,200
	59	249,500	292,000	339,900	383,800
	60	249,800	293,000	340,500	384,400
	61	250,100	294,000	341,100	384,800
	62	250,400	295,000	341,800	385,300
	63	250,700	296,000	342,500	385,800
	64	251,000	297,000	343,100	386,300
	65	251,300	298,000	343,800	386,900
	66	251,600	299,200	344,300	387,400
	67	251,900	300,300	344,900	388,000
	68	252,200	301,400	345,500	388,600
	69	252,500	302,500	345,800	389,100
	70	252,800	303,600	346,400	389,600
	71	253,100	304,700	346,900	390,100
	72	253,300	305,800	347,400	390,600
	73	253,500	306,900	347,900	390,900
	74	253,800	308,000	348,400	391,400
	75	254,100	309,100	348,900	391,800
	76	254,300	310,200	349,300	392,200

	77	254, 500	311, 200	349, 600	392, 600
	78	254, 800	312, 200	349, 900	393, 100
	79	255, 100	313, 200	350, 100	393, 500
	80	255, 300	314, 200	350, 400	393, 900
	81	255, 500	315, 200	350, 900	394, 300
	82	255, 800	316, 200	351, 200	394, 800
	83	256, 100	317, 200	351, 500	395, 200
	84	256, 300	318, 100	351, 800	395, 600
	85	256, 500	319, 000	352, 200	396, 000
	86		319, 800	352, 500	396, 500
	87		320, 500	352, 800	396, 900
	88		321, 200	353, 100	397, 300
	89		321, 800	353, 500	397, 700
	90		322, 500	353, 800	398, 200
	91		323, 100	354, 100	398, 600
	92		323, 700	354, 400	399, 000
	93		324, 300	354, 700	399, 400
	94		324, 500	355, 100	399, 900
	95		325, 000	355, 500	400, 300
	96		325, 500	355, 900	400, 700
	97		326, 100	356, 400	401, 100
	98		326, 600	356, 800	
	99		327, 100	357, 200	
	100		327, 500	357, 600	
	101		328, 100	358, 100	
	102		328, 600		
	103		329, 000		
	104		329, 500		
	105		330, 000		
	106		330, 400		
	107		330, 600		
	108		330, 900		
	109		331, 300		
	110		331, 700		
	111		332, 000		
	112		332, 300		
	113		332, 600		
	114		332, 800		
	115		333, 200		
	116		333, 500		

	117		333,700		
	118		334,000		
	119		334,300		
	120		334,600		
	121		334,800		
	122		335,100		
	123		335,400		
	124		335,600		
	125		335,800		
	126		336,000		
	127		336,400		
	128		336,600		
	129		336,800		
	130		337,200		
	131		337,600		
	132		338,000		
	133		338,200		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額
		円	円	円	円
		193,000	248,100	261,700	287,300

備考 この表は、県立学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

学 校 行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	416,000
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,300
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,500

	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	416, 700
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	417, 000
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	417, 300
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	417, 500
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	417, 700
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
	86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600	398, 500	
	87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000	398, 800	
	88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400	399, 000	
	89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700	399, 200	
	90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200	399, 500	
	91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600	399, 800	
	92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000	400, 000	
	93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300	400, 200	
	94		299, 400	348, 800	389, 800		
	95		299, 700	349, 200	390, 200		
	96		300, 100	349, 500	390, 600		
	97		300, 300	349, 800	390, 900		
	98		300, 600	350, 200			
	99		301, 000	350, 600			
	100		301, 400	351, 000			
	101		301, 600	351, 500			
	102		301, 900	351, 900			
	103		302, 200	352, 300			
	104		302, 500	352, 700			
	105		302, 700	353, 200			
	106		303, 000	353, 600			
	107		303, 300	353, 900			
	108		303, 600	354, 200			
	109		303, 800	354, 700			
	110		304, 200				
	111		304, 600				
	112		304, 900				
	113		305, 100				
	114		305, 300				
	115		305, 600				
	116		306, 000				

	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	239,800	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、県立学校並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

別表第4（第3条関係）

海 事 職 給 料 表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	218,800	276,000	319,200	365,600	408,500	462,200
	2	222,000	277,800	320,300	367,300	410,600	464,000
	3	225,200	279,500	321,400	369,000	412,700	465,800
	4	228,400	281,200	322,400	370,700	414,800	467,600
	5	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800	469,400
	6	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200	471,100
	7	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600	472,800
	8	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000	474,400
	9	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400	475,800
	10	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700	477,000
	11	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000	478,200
	12	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200	479,200
	13	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400	480,200
	14	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600	481,200
	15	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800	482,200
	16	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900	483,200
	17	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900	483,500
	18	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000	484,400
	19	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100	485,300
	20	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200	486,200
	21	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200	487,100
	22	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100	488,000
	23	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000	488,900
	24	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900	489,800
	25	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800	490,600
	26	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700	491,300
	27	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600	492,000
	28	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400	492,600
	29	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800	493,100
	30	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400	493,700
	31	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000	494,300
	32	279,500	313,000	354,500	410,400	444,600	494,900
	33	279,900	313,600	355,200	410,900	445,100	495,200
	34	280,300	314,200	355,900	411,800	445,400	495,700
	35	280,700	314,800	356,600	412,700	445,900	496,200
	36	281,000	315,300	357,300	413,600	446,300	496,700

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	281,300	315,800	358,000	414,500	446,600	497,200
	38	281,600	316,300	358,700	415,400	447,200	497,800
	39	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800	498,100
	40	282,200	317,200	360,000	417,200	448,400	498,700
	41	282,500	317,600	360,800	418,000	449,000	499,200
	42	282,800	318,000	361,600	418,900	449,700	499,800
	43	283,100	318,400	362,300	419,800	450,300	500,100
	44	283,400	318,800	363,000	420,500	450,900	500,700
	45	283,700	319,200	363,700	420,700	451,200	501,200
	46	284,000	319,600	364,500	421,100	451,900	
	47	284,300	320,000	365,300	421,500	452,600	
	48	284,600	320,400	366,100	421,800	453,300	
	49	284,900	320,800	366,900	422,100	453,700	
	50	285,200	321,200	367,900	422,300	454,000	
	51	285,500	321,600	368,800	422,700	454,300	
	52	285,700	321,900	369,500	423,100	454,500	
	53	285,900	322,200	370,100	423,400	454,700	
	54	286,200	322,500	371,000	423,900	454,900	
	55	286,500	322,800	371,900	424,500	455,200	
	56	286,700	323,100	372,700	425,000	455,500	
	57	286,900	323,400	373,200	425,600	455,700	
	58	287,200	323,700	373,600	426,200	456,000	
	59	287,500	324,000	373,900	426,700	456,300	
	60	287,700	324,200	374,200	427,200	456,500	
	61	287,900	324,400	374,500	427,800	456,700	
	62	288,200	324,700	374,900	428,300		
	63	288,500	325,000	375,200	428,900		
	64	288,700	325,200	375,500	429,500		
	65	288,900	325,400	375,700	430,000		
	66	289,100	325,700	376,000	430,600		
	67	289,300	326,000	376,300	431,100		
	68	289,600	326,200	376,600	431,700		
	69	289,900	326,400	376,900	432,200		
	70			377,100	432,700		
	71			377,500	433,300		
	72			377,800	433,900		
	73			378,100	434,200		
	74			378,600	434,800		
	75			379,100	435,400		
	76			379,500	435,900		

	77			379,900	436,300		
	78			380,300	436,800		
	79			380,800	437,500		
	80			381,300	438,200		
	81			381,700	438,400		
	82			382,200	438,900		
	83			382,600	439,600		
	84			383,000	440,300		
	85			383,500	440,500		
	86			384,000			
	87			384,500			
	88			385,000			
	89			385,300			
	90			385,700			
	91			386,000			
	92			386,400			
	93			386,900			
	94			387,200			
	95			387,700			
	96			388,100			
	97			388,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		225,100	255,100	284,900	326,200	355,100	402,200

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

海 事 職 給 料 表（2）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	207,300	242,700	283,800	310,900	336,200
	2	209,000	245,700	284,800	312,700	337,000
	3	210,700	248,600	285,800	314,400	337,800
	4	212,300	251,500	286,700	315,500	338,500
	5	213,800	254,400	287,600	316,400	339,200
	6	216,500	256,400	288,500	317,400	339,700
	7	219,200	258,400	289,400	318,400	340,200
	8	221,800	260,300	290,300	319,400	340,700
	9	224,400	262,200	291,300	320,300	341,200
	10	226,600	263,700	292,500	321,300	341,700
	11	228,700	265,200	293,700	322,300	342,200
	12	230,800	266,600	294,800	323,300	342,600
	13	232,900	268,000	295,900	324,200	343,000
	14	234,700	269,000	297,100	324,800	343,400
	15	236,500	269,800	298,300	325,400	343,800
	16	238,100	270,500	299,400	325,900	344,200
	17	239,600	271,000	300,500	326,400	344,600
	18	241,200	271,600	301,500	326,900	344,900
	19	242,800	272,100	302,500	327,400	345,200
	20	244,300	272,600	303,600	327,900	345,500
	21	245,800	273,100	304,700	328,400	345,800
	22	247,100	273,900	305,800	328,800	346,100
	23	248,300	274,600	306,900	329,200	346,400
	24	249,500	275,300	307,900	329,600	346,700
	25	250,600	276,000	308,800	330,000	347,000
	26	251,700	276,700	309,600	330,300	347,300
	27	252,800	277,400	310,400	330,600	347,600
	28	253,800	278,100	311,200	330,900	347,800
	29	254,800	278,800	312,000	331,200	348,000
	30	255,700	279,700	312,800	331,500	348,300
	31	256,600	280,600	313,600	331,800	348,600
	32	257,400	281,100	314,400	332,100	348,800
	33	258,200	281,600	315,200	332,400	349,000
	34	259,000	282,100	316,000	332,700	349,300
	35	259,800	282,600	316,800	333,000	349,600
	36	260,500	283,100	317,500	333,300	349,800

	37	261, 200	283, 600	318, 200	333, 600	350, 000
	38	261, 900	284, 100	319, 000	333, 900	350, 300
	39	262, 600	284, 700	319, 700	334, 200	350, 600
	40	263, 200	285, 300	320, 400	334, 400	350, 800
	41	263, 800	285, 900	321, 100	334, 600	351, 000
	42	264, 400	286, 400	321, 800	334, 900	351, 300
	43	265, 000	287, 000	322, 500	335, 200	351, 600
	44	265, 600	287, 600	323, 100	335, 400	351, 800
	45	266, 200	288, 200	323, 700	335, 600	352, 000
	46	266, 800	288, 800	324, 200	335, 900	352, 300
	47	267, 400	289, 400	324, 700	336, 200	352, 600
	48	268, 000	290, 000	325, 100	336, 400	352, 800
	49	268, 600	290, 500	325, 500	336, 600	353, 000
	50	269, 200	291, 100	325, 800	336, 900	353, 300
	51	269, 800	291, 700	326, 100	337, 200	353, 600
	52	270, 400	292, 300	326, 400	337, 400	353, 800
	53	270, 900	292, 800	326, 700	337, 600	354, 000
	54	271, 400	293, 300	327, 000	337, 900	354, 300
定年	55	271, 900	293, 800	327, 300	338, 200	354, 600
前再	56	272, 400	294, 300	327, 600	338, 400	354, 800
任用	57	272, 900	294, 800	327, 900	338, 600	355, 000
短時	58	273, 400	295, 200	328, 200	338, 900	355, 300
間勤	59	273, 900	295, 600	328, 500	339, 200	355, 600
務職	60	274, 300	296, 000	328, 700	339, 400	355, 800
員以	61	274, 700	296, 400	328, 900	339, 600	356, 000
外の	62	275, 000	296, 800	329, 200	339, 900	356, 300
職員	63	275, 300	297, 200	329, 500	340, 200	356, 600
	64	275, 500	297, 500	329, 700	340, 400	356, 800
	65	275, 700	297, 800	329, 900	340, 600	357, 000
	66	276, 000	298, 200	330, 200	340, 900	357, 300
	67	276, 300	298, 600	330, 500	341, 200	357, 600
	68	276, 500	298, 900	330, 700	341, 400	357, 800
	69	276, 700	299, 200	330, 900	341, 600	358, 000
	70	277, 000	299, 500	331, 200	341, 800	358, 300
	71	277, 200	299, 800	331, 500	342, 000	358, 600
	72	277, 400	300, 100	331, 700	342, 200	358, 800
	73	277, 700	300, 400	331, 900	342, 600	359, 000
	74		300, 700	332, 200	342, 800	359, 300
	75		301, 000	332, 500	343, 100	359, 600
	76		301, 200	332, 700	343, 400	359, 800

	77		301,400	332,900	343,600	360,000
	78		301,700	333,200	343,900	360,300
	79		302,000	333,500	344,200	360,600
	80		302,200	333,700	344,400	360,800
	81		302,400	333,900	344,600	361,000
	82		302,700	334,200	344,900	361,300
	83		303,000	334,400	345,200	361,600
	84		303,200	334,600	345,400	361,800
	85		303,400	334,900	345,600	362,000
	86		303,700	335,200	345,900	362,300
	87		304,000	335,400	346,200	362,600
	88		304,200	335,700	346,400	362,800
	89		304,400	335,900	346,600	363,000
	90		304,600	336,100	346,800	363,300
	91		304,900	336,400	347,100	363,600
	92		305,200	336,700	347,300	363,800
	93		305,400	336,900	347,600	364,000
	94		305,700	337,200	347,900	
	95		306,000	337,400	348,200	
	96		306,200	337,700	348,400	
	97		306,400	337,900	348,600	
	98		306,600	338,100	348,900	
	99		306,800	338,300	349,200	
	100		307,100	338,500	349,400	
	101		307,400	338,900	349,600	
	102		307,700	339,100	350,000	
	103		307,900	339,300	350,200	
	104		308,100	339,600	350,400	
	105		308,400	339,900	350,600	
	106			340,100		
	107			340,400		
	108			340,700		
	109			340,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円
		219,400	234,300	236,300	258,400	287,400
備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職給料表(1)の適用を受ける者を除く。）に適用する。						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日において当該職員が属していた職務の級における同日において当該職員が受けていた号給の給料月額(以下「旧給料月額」という。)と改正後の別表第1から別表第5までの給料表における当該職務の級において給料月額が同額である号給(旧給料月額と同額である号給がない場合は、旧給料月額の直近上位の額の号給)とする。

(扶養手当に関する特例)

3 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の第8条の規定の適用については、同条第

2項中「(5) 心身に著しい障害がある者(前各号に掲げる者を除く。)」とあるのは 「(5) 心身に著しい障害がある者(前各号に掲げる者を除く。)」とあるのは (6) 配偶者

著しい障害がある者(前各号に掲げる者を除く。)

(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。)(前号に掲

げる者を除く。)」と、同条第3項中「次項」とあるのは「以下この条」と、「1人につき1万3,000

円」とあるのは「そのうち1人については1万1,100円(職員に配偶者がない場合にあっては、1万4,500円)、扶養親族たる子が2人ある場合にあってはそのうち1人を除く他の子については1万1,600円、扶養親族たる子が3人以上ある場合にあってはそのうち1人を除く他の子について、そのうち1人については1万1,600円、その他の子については1人につき1万2,300円」と、「6,500円」とあるのは「6,900円、同項第6号に該当する扶養親族については5,000円」と、同条第4項中「5,000円」とあるのは「6,400円」とする。

4 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における改正後の第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者(前各号に掲げる者を除く。)」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害がある者(前各号に掲げる者を除く。)

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。)

(前号に掲げる者を除く。)」と、同条第3項中「次項」とあるのは「以下この条」と、「1人につき

1万3,000円」とあるのは「そのうち1人については1万2,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、1万3,800円)、扶養親族たる子が2人ある場合にあってはそのうち1人を除く他の子については1万2,300円、扶養親族たる子が3人以上ある場合にあってはそのうち1人を除く他の子について、そのうち1人については1万2,300円、その他の子については1人につき1万2,600円」と、「6,500円」とあるのは「6,700円、同項第6号に該当する扶養親族については2,500円」と、同条第4項中「5,000円」とあるのは「5,700円」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

5 改正後の第9条の6第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者に

も適用する。

(人事委員会規則への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

7 職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第27条の表第21条の2の項中「、第9条、第9条の4及び第15条」を削り、「第9条、第9条の4及び第9条の6」を「第9条の4及び第9条の6」に改める。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和6年10月11日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正をしたいので提案するものであります。

任期付研究員の採用等に関する条例等の 一部を改正する条例

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第9条まで」を「第8条まで」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削る。

第8条第1項中「第9条まで、第9条の4及び第16条」を「第8条まで及び第9条の4」に、「から第9条まで、第9条の4、第20条」を「、第8条、第9条の4」に改め、同条第2項中「、第15条第2項」の次に「、第16条第2項」を、「、第19条第2項」の次に「、第20条第2項」を加え、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第16条第2項第1号及び学校職員給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項中「第9条、」を削る。

(神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和6年10月11日の人事委員会の勧告等を勘案し、任期付研究員の期末手当等について所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例 の一部を改正する条例

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会
-------------------	----------------------------

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会の委員として委嘱される者の任期は、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例第4条第3項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立にあたり、新たな地方独立行政法人評価委員会を設置するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県環境保全基金条例の一部を改正 する条例

神奈川県環境保全基金条例（平成2年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、次に掲げる事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 環境保全のための活動基盤の整備
- (2) 環境保全に関する知識の普及啓発及び情報の提供
- (3) 環境保全のための実践活動の支援

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県環境保全基金の処分に関する規定を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

認定こども園の要件を定める条例等の 一部を改正する条例

(認定こども園の要件を定める条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

- (1) 認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）第2条第6号オ(イ) b
- (2) 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第3号）第14条第1項第6号及び第22条第1項第6号
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）第27条第1項、第45条第2号、第57条第1項、第67条、第81条第1項、第91条第1項及び第99条第1項
- (4) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）第7条
- (5) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第8号）第5条
- (6) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号）第88条第5項
- (7) 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第10号）第38条第5項
- (8) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第11号）第44条第5項
- (9) 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第13号）第27条第5項
- (10) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第23条第2号

(女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第8項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第15項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「又は調理員」を「若しくは管理栄養士又は調理員」に改め、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第44条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第148条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第5項中「の栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第183条第1項及び第190条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第130条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第5項中「の栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第167条第1項及び第174条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による栄養士法の一部改正により、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり 条例の一部を改正する条例

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第30条中「床面積。」の次に「次条第3号及び」を加える。

第31条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階（政令第14条第1項の規定により便所を設ける階をいう。）を有する建築物で、床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは、同条第2項に規定する車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下この号において同じ。）設ける施設が同一敷地内にある場合を除き、当該建築物に設ける便所のうち1以上に同項に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けなければならない。

第32条第1項中「第14条第1項第2号」を「第14条第3項」に改め、同条第2項中「第18条第2項第1号」を「第19条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、建築物への車椅子使用者用トイレの設置基準に関する規定を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県ライトセンター条例の一部を 改正する条例

神奈川県ライトセンター条例（昭和49年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「身体障害者福祉法」を「視覚障害者の生活の充実及び文化の向上並びに視覚障害者に対する社会奉仕活動の振興を図るため、身体障害者福祉法」に、「供与し、もつて視覚障害者の生活の充実及び文化の向上並びに視覚障害者に対する社会奉仕活動の振興を図るための」を「供与するとともに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）第3条第2号に規定する視覚障害者等が利用しやすい書籍等（次条第6号において「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）を同法第2条第1項に規定する視覚障害者等（同号において「視覚障害者等」という。）の利用に供する」に改める。

第3条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者等の利用に供する業務

第10条第1項中「午後9時（土曜日及び日曜日にあつては、午後5時）」を「午後5時30分」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、視覚による表現の認識が困難な者を施設の利用者として追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

精神保健指定医の報酬等に関する条例の 一部を改正する条例

精神保健指定医の報酬等に関する条例（昭和25年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1万6,000円」を「2万円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

精神保健指定医の安定した確保に向け、報酬額の引き上げを行うため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県が設置する専用水道の水道技術 管理者の資格を定める条例の一部を改正 する条例

神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年神奈川県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1項第1号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学、短期大学等（同法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校をいう。以下同じ。）又は高等学校等（同法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校をいう。以下同じ。）において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同法による大学又は旧大学令による大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第1項第2号から第4号までを削り、同項第5号中「第1号、第3号及び」及び「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「第1号に規定する学校」を「同法による大学又は旧大学令による大学」に、「第3号に規定する学校」を「短期大学等」に、「前号に規定する学校」を「高等学校等」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第6号を第3号とし、同項第7号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、第2項中「1,000立法メートル」を「10,000立法メートル」に、「第6号まで」を「第3号まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

水道法施行令の一部改正に伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格要件等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

かながわペットのいのち基金条例の一部を 改正する条例

かながわペットのいのち基金条例（平成30年神奈川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、県」の次に「並びに事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）第3条の規定により、同条例別表60の項(1)に掲げる事務及び同項(5)に掲げる事務（動物の死体に係るものを除く。）を処理する市町村（第7条において「県等」という。）」を加える。

第7条中「県」を「県等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に積み立てられた資金（同日以後に当該資金に係る基金の運用から生ずる収益金を含む。）に係る基金の処分については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

関連事務の移譲を受けている市町村が犬猫の引き取り等を行った場合について、基金を活用できるようにするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例

神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ウを次のように改める。

ウ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居し、かつ、その者を扶養している場合 知事が別に定める金額

第6条第1項第4号中「県民税」を「道府県民税」に改め、「市町村民税」の次に「（都民税及び特別区民税を含む。）」を加え、同条第2項第4号中「。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。」を削り、「被害者又は配偶者暴力防止等法」を「被害者又は同法」に、「次のいずれかに該当する」を「規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第8条の2第1項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加え、「小学校、中学校及び義務教育学校」を「学校（幼稚園を除く。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設」に改め、同条第2項中「義務教育終了前の」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

第9条第2項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この号において同じ。）のみと同居し、かつ、40歳未満である者（配偶者が40歳未満である者を含む。）

附 則

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に神奈川県県営住宅条例第32条第1項又は第2項の規定により収入が超過している者として認定されている者で、同条例第19条第2項の規定により認定された令和7年度の収入の額（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額）が改正後の第6条第1項第1号に定める金額を超えないこととなる者に係る同年度の家賃の額については、なお従前の例による。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営住宅の住宅セーフティネット機能を強化するため、子育て世帯向け住宅の入居者資格要件を拡大するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県営上水道条例の一部を改正 する条例

神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第49条の3第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条中第6号を第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第49条の3第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第49条の4第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第49条の4第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木

科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

水道法施行令の一部改正に伴い、県営上水道の水道技術管理者等の資格要件に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正 する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	9,775人
中 学 校	5,610人
特 別 支 援 学 校	196人
高 等 学 校（定時制の課程を置くもの）	19人
合 計	15,600人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

小学校及び中学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を 改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表を次のように改める。

職 員 の 区 分		定 数
警 察 官	警 視	394人
	警 部	930人
	警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,476人
	巡査（警察教養施設において 新任者として教育訓練中の 者を含む。）	4,967人
	計	15,767人
警 察 官 以 外 の 職 員		1,722人
合 計		17,489人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方警察職員の増員及び事務事業の見直しに伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

指定管理者の指定の変更について

平成27年7月13日定県第83号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 愛名やまゆり園
- 2 変更前指定期間 平成28年4月1日から平成38年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 平成28年4月1日から令和10年3月31日まで

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

愛名やまゆり園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定の変更について

平成27年7月13日定県第84号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設 の 名 称 厚木精華園
- 2 変更前指定期間 平成28年4月1日から平成38年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 平成28年4月1日から令和10年3月31日まで

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

厚木精華園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

事業名	市町名	負担額
農道整備事業	小田原市	54,193 ^{千円}
〃	湯河原町	14,190
農地保全事業	小田原市	11,425
湛水防除事業	小田原市	23,520
〃	大井町	1,880
県営漁港整備事業	小田原市	15,650
〃	三浦市	3,900
相模川流域下水道事業	相模原市	382,144
〃	平塚市	170,086
〃	藤沢市	11,627
〃	茅ヶ崎市	130,887
〃	厚木市	170,033
〃	伊勢原市	25,833
〃	海老名市	91,499
〃	座間市	66,230
〃	綾瀬市	18,156
〃	寒川町	43,600
〃	大磯町	17,210
〃	愛川町	36,740
酒匂川流域下水道事業	小田原市	351,050
〃	秦野市	5,385
〃	南足柄市	92,366
〃	二宮町	24,941
〃	中井町	18,388
〃	大井町	20,135
〃	松田町	11,851
〃	山北町	22,120
〃	開成町	41,600

〃	箱 根 町	317,285
相 模 川 流 域 下 水 道 管 理 事 業	相 模 原 市	3,422,268
〃	平 塚 市	1,494,608
〃	藤 沢 市	62,513
〃	茅 ヶ 崎 市	1,284,557
〃	厚 木 市	1,465,527
〃	伊 勢 原 市	201,015
〃	海 老 名 市	799,486
〃	座 間 市	593,478
〃	綾 瀬 市	139,341
〃	寒 川 町	238,518
〃	大 磯 町	102,180
〃	愛 川 町	175,366
酒 匂 川 流 域 下 水 道 管 理 事 業	小 田 原 市	1,964,335
〃	秦 野 市	33,148
〃	南 足 柄 市	322,791
〃	二 宮 町	152,173
〃	中 井 町	86,769
〃	大 井 町	150,064
〃	松 田 町	79,116
〃	山 北 町	96,050
〃	開 成 町	173,971
〃	箱 根 町	235

令和 7 年 2 月 12 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結するものとする。

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和7年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 2,104万3千円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 概算払、監査の結果に関する報告提出後に精算 |
| 5 契約の相手方 | 住所 横浜市港南区丸山台一丁目2番1－E1614号
氏名 田中 友里子
資格 税理士 |

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものであります。

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員（第7条～第10条）

第2節 理事会（第11条～第14条）

第3節 業務の範囲及びその執行（第15条～第19条）

第3章 資本金、出資及び資産（第20条・第21条）

第4章 委任（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（令和4年神奈川県条例第57号）の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、神奈川県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の主たる事務所は、神奈川県足柄上郡中井町に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、神奈川県公報に登載する方法又はインターネットを利用する方法により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により公報への登載又はインターネットの利用ができないときは、神奈川県若しくは法人の主たる事務所の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示することによってその登載又は利用に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員

（定数）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

2 前項の理事のうち3人は、法人の常勤の役員及び職員でない者（以下「非常勤外部理事」という。）

とする。

- 3 前項の非常勤外部理事は、法人の経営及びガバナンスに関して高度な知識及び経験を有する者を含むこととし、そのうち1人は障害者とする。

(職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神奈川県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(任命)

第9条 理事長は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- 3 監事は、知事が任命する。

(任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。

- 2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。
- 3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は再任されることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(招集)

第12条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 事業年度の業務運営に関する計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項及び施設の定員に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第3節 業務の範囲及びその執行

（施設の名称・所在地）

第15条 法人が設置し、運営する施設の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名称	所在地
神奈川県立中井やまゆり園	足柄上郡中井町

（業務の範囲）

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。
- (2) 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成を行うこと。
- (3) 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（説明責任）

第17条 法人は、障害者等に対する虐待の防止、その早期発見その他の知事が必要と認める場合において、知事への報告若しくは帳簿書類その他の物件の知事への提出若しくは提示を行い、又は知事が指定する職員からの質問、当該職員の施設への立入り若しくは設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるものとする。

- 2 法人は、前項に定める場合その他法人の組織や運営の状況に関し、積極的に情報を公表するものとする。

（災害対応）

第18条 法人は、大規模な災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、避難所等としての使用、帰宅困難者の受入、法人の職員の派遣その他の災害対応について、知事又は法人の施設が所在する市町村の長から要請があった場合には、協力するものとする。

- 2 前項に規定する要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、自らの判断により、適切な災害対応に努めるものとする。

（業務方法書）

第19条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金、出資及び資産

（資本金等）

第20条 法人の資本金は、神奈川県が出資する別表第1及び別表第2に掲げる資産とし、当該資本金

の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として神奈川県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第21条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、神奈川県に帰属する。

第4章 委任

(委任)

第22条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表第1 (第20条関係)

資産の種別	所在地	地積 (平方メートル)
土地	足柄上郡中井町境字才戸120-3	7,239.87
	足柄上郡中井町境字才戸124	2,068.89
	足柄上郡中井町境字才戸125	1,521.78
	足柄上郡中井町境字才戸126	1,652.73
	足柄上郡中井町境字才戸127	1,062.76
	足柄上郡中井町境字才戸128	1,143.03
	足柄上郡中井町境字才戸129	1,035.04
	足柄上郡中井町境字才戸131	415.68
	足柄上郡中井町境字才戸132	376.85
	足柄上郡中井町境字才戸133	204.24
	足柄上郡中井町境字才戸134	146.84
	足柄上郡中井町境字才戸135	1,052.77
	足柄上郡中井町境字才戸136-2	1,728.88
	足柄上郡中井町境字大塚212-2	125.95
	足柄上郡中井町境字大塚216	268.48
	足柄上郡中井町境字大塚217	386.68
	足柄上郡中井町境字大塚218	1,552.85
	足柄上郡中井町境字大塚219	1,206.97
	足柄上郡中井町境字大塚220-1	1,385.82
	足柄上郡中井町境字大塚221-1	624.08
	足柄上郡中井町境字大塚223-11	261.22
	足柄上郡中井町境字大塚232	2,324.18
	足柄上郡中井町境字大塚234	945.68
	足柄上郡中井町境字大塚235	1,575.98

足柄上郡中井町境字大塚236	215.00
足柄上郡中井町境字東大塚237	112.00
足柄上郡中井町境字東大塚238	794.00
足柄上郡中井町境字東大塚239	1,570.00

別表第2（第20条関係）

資産の 種別	施設の名称	財産の名称	所在地	延床面積 (平方メートル)
建物	神奈川県立中井やまゆり園	居住棟	足柄上郡中井町境 218	4,641.09
		管理棟	足柄上郡中井町境 218	1,820.04
		中井やまゆり園公 舎	足柄上郡中井町境 218	481.78
		地域サービス棟	足柄上郡中井町境 218	477.08
		作業棟	足柄上郡中井町境 218	420.15
		強度行動障害専用 棟	足柄上郡中井町境 218	419.40
		講堂	足柄上郡中井町境 218	366.07
		医療棟	足柄上郡中井町境 218	288.26
		渡廊下（Ⅱ期）	足柄上郡中井町境 218	274.70
		渡廊下（Ⅰ期）	足柄上郡中井町境 218	108.31
		車庫	足柄上郡中井町境 218	71.50
		グランド便所	足柄上郡中井町境 218	16.00
		ポンプ室	足柄上郡中井町境 218	10.00

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の定款について、所要の定めをしたいので提案するものであります。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画 の認可について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期計画

前文

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成22年度の法人設立以降、設立団体である神奈川県が指示した中期目標に基づき、運営する5病院（神奈川県立足柄上病院（以下「足柄上病院」という。）、神奈川県立こども医療センター（以下「こども医療センター」という。）、神奈川県立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）、神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）及び神奈川県立循環器呼吸器病センター（以下「循環器呼吸器病センター」という。））において、①高度・専門医療の提供及び研究開発、②広域的な対応が必要な救急医療、災害時医療、感染症医療等の提供、③地域だけでは実施が困難な医療の提供、④医療従事者の人材育成等の役割を担ってきた。しかし、第三期は、2020年からの新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミック¹⁾により、中期計画とは隔たりのある危機管理を中心に据えた運営を行ったことや、こども医療センターでの医療事故を契機として、医療安全対策や患者・家族の対応及びガバナンス²⁾について、神奈川県立病院機構医療安全推進体制に係る外部調査委員会³⁾から多くの課題を指摘される等、従来になかった試練の期間となった。

今般、4年間にも及ぶコロナ禍を乗り越え、日常の医療体制を軌道に乗せていく第四期がスタートする。患者・家族や県民の目線に立ち、高度で質の高い医療に加えて、信頼される安全・安心な医療を着実に提供できる病院群となるための取組は既に始めているが、インシデント⁴⁾やアクシデントに対する適切かつ迅速な対応のルール化、情報の共有方法の仕組み、職員の育成等、更なる業務の改善にも強い決意で取り組んでいく。また、コロナ禍を経て社会構造や患者の受診動態が大きく変化したことを踏まえ、将来へ向けた組織構造や運営・経営方法の検討を進めて行く必要もある。

更に、少子高齢化に伴う医療・保健・福祉の需要は、量も質も大きく変わっていく。我々は、今この瞬間だけでなく、今後5年10年先を見据えて、社会がそして県民が何を求めているのかを敏感に把握していく必要がある。日進月歩の医学の世界においては、最新の技術もすぐにニーズにそぐわないものになっていく。そうした中で、デジタル技術を活用した情報管理方法の変容は目覚ましく、病院運営の仕組みも、ICT⁵⁾の進化とデジタルトランスフォーメーション（DX）によって大きく変化させていくことを前提に計画を策定することが肝要である。

今後、本部と各病院が一体となって、上記のような運営基盤の刷新を前提に、医療人材の確保と育成、臨床研究の推進、医療安全対策や災害時の医療提供、各病院の連携の推進等に取り組んでいく。未確定な未来への取組なので、指標等を活用しながらPDCAサイクル⁶⁾を適切に機能させ、必要に応じて変更を加えながら質の高い医療の提供を安定的に行っていく方針を打ち立てたい。このような観点から、地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

第1 中期計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 高度医療の提供

(1) 機能の多様化と病院間連携の強化

少子高齢化が進む中で、多様な医療需要に応えるために、次の取組を通じて病院機能を見直す。

ア 機能の多様化

- ・ 訪問診療やオンライン診療等、高齢者に対する総合的な医療提供体制の構築
- ・ 高齢者の併存疾患や合併症への対応
- ・ 退院後の自立した生活のための支援等のシームレスな支援
- ・ 5つの病院で対応できない診療領域への、診療科の増設を含めた検討

イ 病院間連携の強化

- ・ がんセンターと足柄上病院・循環器呼吸器病センターの連携によるがん患者の治療やこども医療センターと精神医療センターの連携による思春期医療の提供等、幅広い医療需要に対する病院機構内及び他の病院との連携
- ・ 画像診断、病理診断等の遠隔システムによる連携

(2) 人材の確保と育成

県立病院の役割である高度・専門医療の提供、地域医療の支援等を確実に行うために、次の取組を通じて質の高い人材の確保、定着及び育成を行う。

ア 人材の確保

- ・ (医師) 大学の医局ローテーションに加え、公募等の方法の検討
- ・ ホームページや民間の広報媒体の活用、就職説明会への参加等の積極的な採用活動
- ・ 経営状況、診療報酬の動向及び職種ごとの実態に合わせた弾力的な採用試験

イ 人材の育成

- ・ 人材育成プログラムに基づくOJTやキャリアステップの段階に応じた研修等
- ・ 実習生や研修生の受入れを含めた養成機関との相互連携
- ・ 地域医療機関の医療従事者との人事交流等を通じた相互研さん
- ・ (医師) 専門医制度における基幹病院としての、専攻医の計画的な受入れと育成
- ・ (看護師) 医療ニーズに基づく専門看護師、認定看護師、認定看護管理者及び特定行為⁷⁾に係る看護師の養成計画の検討
- ・ (医療技術職員や事務職員) 階層別人材育成プログラムによる、求められる能力の明確化や研修の更なる充実
- ・ (事務職員) 診療報酬や財務事務に関する研修、異なる分野への定期的な人事異動
- ・ (管理者) 高い経営感覚とマネジメント能力を身に付けるための研修の導入
- ・ 組織・仕事への自発的貢献意欲の把握や職種別離職調査等を通じた職場環境の改善

[目標値]

区分	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
看護師の充足率	98.9%	100.0%

(3) 最先端技術の活用と医療機器等の計画的な整備

質の高い医療を提供するために、次の取組を通じてICT等の科学技術や医療機器等を効果的に導入する。

- ・ 各病院で個別に管理されている電子カルテや部門システムの医療データの統合を通じたデータの一元管理
- ・ 院内や病院機構全体での共同利用を視野に入れた、医療機器等の計画的な整備
- ・ シミュレーションに基づく収益性の検証を踏まえた高額医療機器の購入

(4) 臨床研究の推進

医療水準の向上及び医療人材の育成のために、次の取組を通じて臨床研究に取り組み、その成果を積極的かつ分かりやすく発信する。

- ・ (こども医療センター、がんセンター及び循環器呼吸器病センター) ICT技術を活用した効率的に臨床研究を進められる体制の整備と、産学連携による新規治療法の開発等多様な主体との臨床研究
- ・ 臨床研究の管理・支援に関わるシステム等を5病院で共通化し、臨床研究の効率的かつ適正な遂行の促進
- ・ 研修会等の実施、研修生の受入れ等を通じた、人材交流、人材育成の推進
- ・ 病院機構が持つ医療データの二次利用を通じた、産学との共同研究

[各病院の取組]

こども医療センター	・ 難治性の小児疾患に関する臨床研究 ・ ゲノム医療等の最先端医療につながる研究
精神医療センター	・ 依存症医療の新しい治療モデルに関する臨床研究
がんセンター	・ 早期開発段階の治療開発を含めた臨床試験 ・ がんの新たな予防、診断・治療方法の開発 ・ 免疫医療、がんゲノム医療等最先端医療につながる研究
循環器呼吸器病センター	・ 間質性肺炎や肺がん、循環器疾患の臨床研究

[目標値] 治験受託件数

病院名	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
こども医療センター	23件	30件
がんセンター	279件	345件
循環器呼吸器病センター	49件	50件

(5) 地域の医療機関等との機能分化・連携強化

地域包括ケアシステム⁸⁾、地域医療構想⁹⁾及び医療と福祉の連携の推進に向け、次の取組を通じて地域の医療機関等との機能分化・連携強化を進める。

- ・ 地域の医療機関等との勉強会や研修会の実施、医療機器の共同利用、患者の在宅移行等

- ・ 入退院支援や退院後の自立した生活のための支援を充実する等、地域の医療機関や介護・福祉施設等との連携強化
- ・ 地域の医療機関や介護・福祉施設等との情報共有

[目標値] 紹介件数・紹介率

病院名	令和5年度 実績値		令和11年度 目標値	
	紹介件数	紹介率	紹介件数	紹介率
足柄上病院	5,146件	75.6%	4,750件	80.0%
こども医療センター	10,434件	96.9%	10,399件	96.8%
精神医療センター	1,126件	70.5%	1,000件	70.0%
がんセンター	8,447件	99.9%	9,000件	99.9%
循環器呼吸器病センター	3,879件	85.8%	3,970件	86.3%

[目標値] 逆紹介件数・逆紹介率

病院名	令和5年度 実績値		令和11年度 目標値	
	逆紹介件数	逆紹介率	逆紹介件数	逆紹介率
足柄上病院	6,502件	95.5%	6,640件	85.0%
こども医療センター	9,612件	81.8%	9,555件	70.0%
精神医療センター	1,269件	79.5%	1,000件	60.0%
がんセンター	8,053件	95.4%	8,500件	95.0%
循環器呼吸器病センター	4,989件	110.4%	4,990件	110.6%

2 災害・感染症医療提供体制の充実・強化

(1) 災害医療の提供

災害発生時に神奈川県内の医療救護活動の拠点機能を担うために、県と協力しながら、次の取組を通じて体制を整える。

- ・ 7日間分の医薬品等の備蓄や設備・建物の定期的な点検及び必要な整備
- ・ 大規模災害発生時、支援を受けずに少人数で対応することを前提としたBCP（事業継続計画）に基づく各種訓練と必要に応じた見直し

[各病院の取組]

足柄上病院	災害拠点病院及び神奈川DMA T ¹⁰⁾ 指定病院としての体制を充実強化する。
こども医療センター	DPA T ¹¹⁾ 活動に対する協力を継続する。
精神医療センター	災害拠点精神科病院としての体制を充実させるとともに、DPA T活動に対する協力を継続する。

(2) 感染症医療の提供

感染症の発生予防やまん延防止に適切な対応を図るため、神奈川県感染症予防計画等に基づき、次の取組を通じて県の医療提供体制の構築に積極的に寄与する。

- ・ 個人防護具の備蓄や必要な研修・訓練を通じた感染症への準備

- ・ 新興・再興感染症発生時における神奈川県との医療措置協定による迅速な対応

[各病院の取組]感染症法に基づき神奈川県と締結した医療措置協定の内容

病院名	発熱外来			病床 確保	自宅療 養者等 への医 療提供	後 方 支 援	人 材 派 遣
	対応	かかり つけ患 者以外	小児 対応				
足柄上病院	○	○	○	○	-	○	○
こども医療センター	-	-	-	○	-	-	-
精神医療センター	-	-	-	○	-	-	○
がんセンター	○	-	-	○	-	○	-
循環器呼吸器病センター	○	○	-	○	電話／ オンラ イン診 療	-	-

※いずれの措置も、流行初期期間（発生公表後 3 か月程度）及び流行初期期間経過後（発生公表後 6 か月以内）の時期に行う。

3 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療

(1) 患者・家族目線に立った医療の提供

患者の権利及び人格を尊重し、患者及び家族等が安心して受けられる医療の提供を目指すために、次の取組を行う。

ア 患者の権利確保

- ・ 患者の権利確保に関する会議体の設置及び機能拡充
- ・ インフォームド・コンセント¹²⁾ に関する委員会の設置及び機能拡充
- ・ セカンドオピニオン¹³⁾ を含む、患者の要望に一元的に対応する窓口の設置
- ・ 外部委員のみで構成される監査委員会による患者安全監査の実施

イ 患者・家族目線に立った支援

- ・ 治療や生活上の問題、就労支援等の多様な相談等、患者支援体制の充実
- ・ PFM¹⁴⁾ の考え方に基づく円滑な入退院調整の推進
- ・ 患者や家族、地域との信頼関係を築くために、患者・市民参画制度の導入計画の策定

ウ 医療の質の管理

- ・ 各病院での定量的な指標による目標設定と、その測定、評価及び公表
- ・ 地域連携も含めたクリニカルパス¹⁵⁾ の運用の評価・改善の推進

[目標値]入退院支援実績件数・入院時支援実施件数

病院名	入退院支援実績件数		入院時支援実施件数	
	令和 5 年度 実 績 値	令和11年度 目 標 値	令和 5 年度 実 績 値	令和11年度 目 標 値
足柄上病院	1,645件	1,800件	629件	600件
こども医療センター	3,035件	2,900件	909件	810件

がんセンター	7,957件	8,200件	1,431件	1,700件
循環器呼吸器病センター	2,634件	2,650件	936件	940件

※入退院支援加算算定件数及び入院時支援加算算定件数。同加算算定対象外の精神医療センターは目標を設定しない。

(2) 患者サービスの充実と積極的な情報発信

高い信頼性の下で県民に選ばれる病院となるよう、次の取組を通じてすべての県民に情報を適時適切かつ分かりやすく提供、発信する。

- ・ 公開講座やホームページ及び広報誌等を通じた、疾患や予防等の積極的な情報発信
- ・ 院内掲示やホームページによる、患者相談窓口等の分かりやすい情報提供
- ・ 高い患者満足度の維持と更なる向上を目指した恒常的な業務の改善
- ・ 明確な基準に基づくアクシデント事例等の情報の公表
- ・ 予約や問診、診療、会計、処方等をオンライン上で処理するシステムによる患者待ち時間の短縮

(3) 医療安全対策の推進

患者が安全に医療を受けられるよう、次の取組を行う。

ア 患者安全確保

- ・ 神奈川県立病院機構医療安全推進体制に係る外部調査委員会による42の提言に対応するためのアクションプランの着実な実施
- ・ すべての病院職員によるインシデント報告¹⁶⁾の徹底
- ・ 医療安全研修等の実施を通じた、職員の患者安全教育の推進
- ・ 安全文化調査の実施と、その結果に基づく対策
- ・ 病院機構内でのインシデント事例やベストプラクティスの情報共有
- ・ 重大事故発生時の適切な調査・記録と職員への結果の共有
- ・ 重大事故発生時の患者・家族への適時適切な説明と、その意見に寄り添った対応
- ・ 医療安全に関する各種規程やマニュアル、手順の整備と適時適切な改定

[目標値] 神奈川県立病院機構医療安全推進体制に係る外部調査委員会による42の提言に基づくインシデント報告数

区分	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
総報告件数	12,849件	10,900件以上
医師の報告件数	610件	870件以上
医師・看護師以外の報告割合	9.5%	20%以上

※令和5年度実績値には、アクシデント24件を含む。また、上記3項目の同時達成を目指す。

イ 院内の感染管理

- ・ 発生状況の把握や感染源及び感染経路に応じた適切な対応
- ・ 標準的な予防、発生時の初期対応の徹底と職員への定期的な研修
- ・ 設備の適切な維持管理を通じた、レジオネラ属菌等の細菌感染症の予防

- ・（本部）法人全体の情報共有や連携推進と各病院の感染制御推進体制の支援

(4) 第三者評価の活用

公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価¹⁷⁾を受審し、病院機構のすべての病院が認定病院を目指すことで、継続的な病院の質の改善につなげる。

4 各病院の主な機能と今後の取組

各病院の機能は、以下のとおりとする。ただし、高齢化の更なる進展に伴う医療ニーズの変化に対応するため、病院の再編等を視野に入れながら、引き続き、地域における病院の機能や役割を踏まえ、地域の医療機関との機能分化や連携等に努める。

(1) 足柄上病院

高齢化が著しく進展する中で、県西地域の中核的総合病院、第二種感染症指定医療機関、災害拠点病院、神奈川DMA T指定病院、臨床研修指定病院、地域医療支援病院¹⁸⁾及び在宅療養後方支援病院としての役割を果たすため、次の取組を行う。

ア 主な機能

- ・ 発熱、骨折、心不全等、一定の救急需要が見込まれる分野の診療体制の充実
- ・ 複数疾患が併存する患者に対する包括的な診断・治療
- ・ 生活機能障害に対するケア等の総合診療
- ・ 国等の要請に基づく足柄上病院DMA Tの速やかな派遣

イ 人材育成の取組

- ・ 医師の研修受入れや各種制度を通じた、専門医や総合的な診療ができる医師の育成
- ・ 看護師、薬剤師及び管理栄養士等の研修の積極的な受入れ

ウ 地域連携の取組

- ・ かかりつけ医の支援、地域医療従事者の研修、施設の共同利用等
- ・ 在宅療養患者への24時間受入体制の構築を通じた、地域包括ケアシステムの維持
- ・ 小田原市立病院等との「小田原市立病院と県立足柄上病院の連携と協力に係る基本協定書」に基づく、県西地域の医療の推進及び地域医療構想の実現へ向けた連携

エ 再整備に向けた取組

- ・ 感染症医療、災害医療、回復期医療及び救急医療の充実強化
- ・ 地域の医療機関や行政機関等と連携した医療DX¹⁹⁾の推進による未来型医療の提供

[目標値]

区分	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
手術件数（手術室で実施）	2,050件	2,100件
救急車による救急受入件数	3,118件	3,150件
内視鏡センター実施件数 （消化器内視鏡検査件数）	3,770件	3,800件
内視鏡センター実施件数 （消化器内視鏡治療件数）	1,308件	1,350件
人工関節センター実施件数 （関節症(膝・股)人工関節置換術件数）	109件	110件

急性期病棟における在宅復帰率	86.6%	90.0%
地域包括ケア病棟における在宅復帰率	92.9%	79.0%

(2) こども医療センター

福祉施設を併設した小児専門総合病院、小児がん拠点病院、小児三次救急を担う医療機関、総合周産期母子医療センター及びアレルギー疾患医療拠点病院としての役割を果たすため、次の取組を行う。

ア 主な機能

- ・ 小児の心疾患や先天性異常等に対する手術や、難治性疾患、希少疾患等に対する高度・専門医療
- ・ 児童・思春期に特化した精神科診療
- ・ 小児の総合的な緩和ケアの推進
- ・ 小児がんの先進的な集学的治療とAYA世代²⁰⁾のがん患者に対する適切な治療・支援
- ・ 小児三次救急及び周産期救急体制による重症患者の積極的な受入れ
- ・ 医療的ケア児²¹⁾等の在宅移行の支援
- ・ アレルギー疾患における地域の医療機関等への情報提供、人材育成、研究、学校への助言と、重症及び難治性アレルギー疾患患者に対する最適な治療
- ・ 患者・家族滞在施設リラのいえ（認定NPO法人スマイルオブキッズ運営）等との連携による、患児だけでなく親ときょうだい児など家族一体とした支援

イ 福祉施設の取組

- ・ 福祉施設によるレスパイトケア²²⁾等、医療的ケアの必要な患者の積極的な受入れ
- ・ 患者ニーズに応じた肢体不自由児施設と重症心身障害児施設の運営

ウ 地域連携の取組

- ・ 地域の医療、行政、福祉、教育機関等と連携した児童虐待の早期発見や対応並びにこどもたちの心のケアの質の向上
- ・ 医療的ケアが必要な患者の入退院支援体制の整備
- ・ 研修の実施等を通じた地域の医療機関等の医療ケアスキルの向上支援
- ・ 成人移行期外来における自立支援や成人期の医療機関との連携
- ・ 小児の難治性疾患や希少疾患等に係る、地域の医療機関等への情報提供や人材育成

エ 医療安全の取組

- ・ 神奈川県立病院機構医療安全推進体制に係る外部調査委員会による、こども医療センターへの19の提言の着実な履行

[目標値]

区分	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
手術件数（手術室で実施）	3,312件	3,450件
救急車による救急受入件数	594件	570件
小児がん患者新規治療開始患者数	77人	77人
NICU ²³⁾ 新規入院患者数	459人	480人

MFICU ²⁴⁾ 新規入院患者数	352人	350人
小児緩和ケア診療加算算定件数	-	800件
リハビリテーション件数	22,369件	23,000件
食物経口負荷試験実施件数	344件	560件
摂食障害家族会延参加人数	54名	70名

(3) 精神医療センター

精神科中核病院、精神科救急医療システムの基幹病院、災害拠点精神科病院及び依存症治療拠点機関として、一般の精神科病院等における対応困難な重症患者の受入れ等の役割を果たすため、次の取組を行う。

ア 主な機能

- ・ 思春期医療、依存症医療、ストレスケア医療、医療観察法医療等の高度・専門医療の提供
- ・ 精神科救急・急性期医療の提供
- ・ 国等の要請に基づくDPATの速やかな派遣への協力

イ 精神科特有の取組

- ・ 入院患者当事者目線による、人権に配慮した治療（隔離・身体的拘束の最小化等）
- ・ 身体合併症に対応できる診療体制の検討及び構築
- ・ 医療需要の変化や地域移行の進展等に対応した病棟機能や適切な病床数、大部屋の個室化等の検討

ウ 地域連携の取組

- ・ 依存症治療の情報発信や医療機関への研修等を通じた県の依存症対策への寄与
- ・ 患者の地域移行や早期の社会復帰の推進による地域包括ケアシステムの維持

[目標値]

区分	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
クロザピン ²⁵⁾ による治療患者数[累計]	183人	300人
救急病棟入院延患者数	23,237人	22,430人
訪問看護件数	3,913件	3,200件
1年以上の長期入院患者割合（各年度末時点）	14.9%	10.0%
退院後3か月以内に再入院した患者の割合	14.0%	16.0%

※1年以上の長期入院患者割合（各年度末時点）は、医療観察法病棟入院対象者を除く。また、退院後3か月以内に再入院した患者の割合は、m-ECT（修正型通電療法）の計画的再入院を除く。

(4) がんセンター

がん専門病院、都道府県がん診療連携拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院としての役割を果たすため、次の取組を行う。

ア 主な機能

- ・ 手術、放射線及びがん薬物療法や緩和ケアによる集学的ながん医療の質の向上
- ・ より高度な医療の提供や医療技術の開発
- ・ がんゲノム医療連携病院等との連携を通じた遺伝子パネル検査²⁶⁾と治療機会の提供
- ・ 重粒子線治療の認知度向上と、これに伴う受入れ患者数の増加
- ・ 他病院での対応が困難な希少がん、原発不明がん及び多重がんの治療
- ・ リハビリテーションの積極的介入や専門的な緩和ケア、東洋医学等の支持療法の提供
- ・ アピアランスケア²⁷⁾や就労支援等の多様な相談への対応
- ・ 全国がん登録、地域がん登録（神奈川県悪性新生物登録）及び院内がん登録の着実な推進

イ 研究・人材育成の取組

- ・ 病理部門と臨床研究所を含めた複数の部門の協働による新たな治療方法の開発
- ・ がん領域の専門医取得を目指す人材の全国からの受入れ

ウ 地域連携の取組

- ・ 神奈川県がん診療連携協議会における地域の医療機関との連携

[目標値]

区分	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
手術件数（手術室で実施）	3,763件	3,920件
放射線治療件数	1,311件	1,500件
外来化学療法実施件数	26,046件	27,000件
遺伝子パネル検査数	606件	1,000件
重粒子線治療件数	764件	880件
リハビリテーション単位数	19,754単位	30,000単位
漢方サポートセンター外来患者数	4,866件	4,800件
アピアランスサポート件数	470件	500件
臨床研究実施数	202件	220件
競争的外部資金獲得件数	79件	90件

(5) 循環器呼吸器病センター

循環器及び呼吸器領域の専門病院としての役割を果たすため、次の取組を行う。

ア 循環器における主な機能

- ・ 急性期医療、救急医療を中心に、併存疾患への対応等総合的な医療の提供
- ・ 心臓病の急性期治療、超高齢化社会で急増する心不全への対応、アブレーション等の治療、未病の改善、QOL²⁸⁾向上等

イ 呼吸器における主な機能

- ・ 新規の検査及び治療の積極的な導入
- ・ 肺がんの低侵襲手術や高精度な放射線治療
- ・ 間質性肺炎等呼吸器分野の難病患者に対する多職種によるチーム医療
- ・ 多剤耐性結核対策を含めた総合的な結核医療

ウ 地域連携の取組

- ・ 中長期を見据えた循環器呼吸器病センターのあり方等の検討

[目標値]

区分	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
手術件数（手術室で実施）	202件	270件
外来化学療法実施件数	1,434件	1,580件
カテーテルアブレーション実施件数	153件	195件
放射線治療件数	84件	100件
リハビリテーション件数	15,534件	15,800件
間質性肺炎新規外来患者数	631人	660人

5 県の施策との連携・協働

次の取組を、神奈川県と連携して行う。

- ・ 県が推進する保健医療施策等
- ・ （こども医療センター）県立障害者支援施設等における医師の確保
- ・ 自治医科大学を卒業した初期臨床研修医をはじめとした経験年数の浅い医師へのキャリアアップの支援や、地域に根差した医師の育成

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 適正な業務の確保

すべての職員に誠実かつ公正に職務を遂行させるため、次の取組を行う。

(1) 内部統制の強化

- ・ 行動指針等の研修や内部監査による職員のコンプライアンス²⁹⁾意識の向上
- ・ 重大事項等に関する報告、公表、患者・家族との情報共有のあり方に係る基準整備と研修等による全職員への共有
- ・ 病院が弁護士に速やかに相談できる体制の構築によるリスクマネジメント³⁰⁾等の強化
- ・ 情報管理事務、財務事務等へのリスク対策の実施

(2) 重大事項等に係る報告の徹底

- ・ 重大事項等の発生時における、明確な報告基準に基づく各病院、本部、県及び関係機関との連携
- ・ 報告フローや基準に基づく、ICT技術（チャット等）による本部、病院間の情報共有

(3) 適切な情報の管理

- ・ 個人情報保護法等の関係法令に基づく個人情報の保護対策の徹底
- ・ 情報セキュリティの確保等を対象とするリスク対策の実施

2 業務運営の改善及び効率化～医療DXの推進～

各病院で個別に管理されている電子カルテや部門システム等、医療情報システムや各種データの資産を把握するためのマスター管理及び新たな価値を生み出すためのシステム統合（機構一体でのシステム・データの活用）による医療DXを通じて、医療安全・患者サービスの向上や職員の働き方改革、病院機構全体の連携や経営改善を実現するため、次の取組を行う。

また、並行して業務状況の見える化と業務改善のサイクルによる業務運営の効率化を目指す。

(1) 医療DXの推進体制の構築

- ・ 各病院への情報システム部門の設置による部門横断的な医療情報活用体制の整備
- ・ 医療情報の適切な管理や効果的な活用、効率的な医療システムの調達・運用ができる人材の割当て
- ・ 医療情報技師等、医学・医療分野と情報技術分野に関わる資格の取得促進

(2) 医療DXの具体の推進内容

- ・ 個人の健康管理データを活用する体制の推進
- ・ スマートフォン等の情報機器による病院内の情報共有やアクセスの効率化
- ・ 画像診断、病理診断等の遠隔システムによる共同診療、オンライン診療体制の構築及び実施
- ・ 予約や問診、診療、会計、処方等をオンライン上で処理するシステムによる患者待ち時間の短縮（再掲）
- ・ 各病院の医療データの有機的な統合を通じた、機構病院間の連携による共同診療の実現支援

3 収益の確保及び費用の節減

医療現場を支えるため、経営基盤を安定化させ自律的な病院経営を実現すべく、次の取組を行う。

(1) 経営改善

- ・ 管理会計としての月次・四半期実績を用いた経営分析と、経営改善策の検討及び実施

[各領域の経営改善の取組]

情報システム	情報共有プラットフォーム ³¹⁾ 構築、危機管理対策（迅速な情報共有）
経営管理・企画	新たな診療報酬獲得の検討と事業の見直し
財務・経理	新たな請求処理
人事・給与	人事・給与事務の合理化、適正な人員配置に向けた各病院との調整方法の検討

(2) 収益の確保

- ・ 各病院の特性に応じた施設基準の速やかな取得
- ・ 分析ツールの整備による診療報酬請求の更なる適正化
- ・ キャッシュレス決済等の支払方法の多様化を通じた未収金の発生防止
- ・ 債権回収業者の活用等を通じた未収金の更なる早期回収
- ・ 原価や周辺施設との均衡等を考慮した検査料や差額ベッド代等の適時適切な改定

(3) 費用の節減

- ・ PFMや医療DX等による業務効率化を見据えた人員体制の見直しや委託料の削減
- ・ 診療材料の共同購入対象品目等の一層の集約化
- ・ 本部での医薬品一括調達や、各病院での後発医薬品の採用の促進

[目標値]新入院患者数及び病床稼働率

病院名	新入院患者数		病床稼働率	
	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値

足柄上病院	4,280人	4,300人	69.4%	70.3%
こども医療センター	8,815人	8,750人	76.4%	83.6%
精神医療センター	1,494人	1,519人	86.6%	85.4%
がんセンター	13,196人	14,000人	79.0%	86.4%
循環器呼吸器病センター	3,940人	4,390人	58.9%	84.6%

※こども医療センターの数値は福祉施設を除く。

[目標値]

区分	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
後発医薬品採用率（数量ベース）	82.2%	80.0%

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の確立について

前項の計画を確実に実施することで、財務内容の改善を図り、安定した経営基盤を確立する。

[目標値]

区分	令和5年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
経常収支比率	96.9%	95.5%	99.5%	99.8%	100.0%	100.1%	100.5%
修正医業収支比率	84.8%	82.4%	83.8%	84.7%	85.0%	85.0%	85.4%

※経常収支比率＝（営業収益＋営業外収益）÷（営業費用＋営業外費用）×100

※修正医業収支比率＝（入院収益＋外来収益＋その他医業収益）÷医業費用×100

※令和6年度見込みは、令和6年11月時点

2 運営費負担金等について

(1) 運営費負担金

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定を基に算出された額とする。

建設改良費及び長期借入金等償還金（元金・利子）に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

（注）なお、第三期中期計画期間までは、長期借入金等償還金（元金）に充当される運営費負担金を資本助成のための運営費負担金としていたが、今期からは、経常費助成のための運営費負担金とする。このことにより、長期借入金等償還金（元金）に対する運営費負担金の交付金額が同額であっても、損益計算書の収益が増加することとなる。したがって、第三期中期計画期間以前と第四期中期計画期間以降で損益計算書を比較する際には、この点に注意する必要がある、今後の機構の運営に当たっても十分留意する必要がある。

(2) 長期借入金

医療DXの基盤整備等長期借入を行う際は、多額の投資が見込まれることから、中長期的な投資計画を策定し、計画的な整備を行う。

3 予算（人件費の見積りを含む。）（令和7年度～令和11年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	363,365
医業収益	293,150
運営費負担金収益	53,664
その他営業収益	16,551
営業外収益	6,231
運営費負担金収益	2,008
その他営業外収益	4,223
臨時利益	0
資本収入	11,637
長期借入金	11,228
運営費負担金収入	226
その他資本収入	183
その他の収入	0
計	381,233
支出	
営業費用	366,678
医業費用	353,415
給与費	151,454
材料費	98,048
経費	70,664
減価償却費	18,210
研究研修費	8,158
うち給与費	3,059
児童福祉施設費	6,882
うち給与費	5,078
一般管理費	3,817
うち給与費	3,058
その他営業費用	9,446
営業外費用	3,010
臨時損失	803
資本支出	33,889
建設改良費	12,950
償還金	20,651

その他資本支出	289
その他の支出	0
計	404,380

※計数は、税込かつ端数をそれぞれ四捨五入している。また、期間中の診療報酬改定や給与改定等の変動は考慮していない。

※期間中の予算については、法人全体の経営改善や各病院のあり方等の検討を進める中で、必要な見直しを行う。

[人件費の見積り]

期間中総額162,649百万円を支出する（給与費の合計額）。なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、退職給与金及び法定福利費等の額に相当するものである。

4 収支計画（令和7年度～令和11年度）

（単位：百万円）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収入の部	73,217	73,589	73,815	73,643	73,865
営業収益	71,977	72,373	72,621	72,472	72,716
医業収益	57,667	58,342	58,641	58,506	58,788
運営費負担金収益	10,862	10,729	10,691	10,691	10,691
その他営業収益	3,449	3,301	3,289	3,275	3,237
営業外収益	1,240	1,216	1,194	1,171	1,149
運営費負担金収益	447	424	402	379	356
その他営業外収益	792	792	792	792	792
臨時利益	0	0	0	0	0
支出の部	74,106	73,798	73,871	73,646	73,604
営業費用	72,976	73,096	73,184	72,983	72,971
医業費用	68,781	68,916	69,028	68,843	68,836
給与費	30,281	30,250	30,250	30,250	30,250
材料費	18,991	19,151	19,257	19,209	19,315
経費	12,996	12,897	12,862	12,862	12,862
減価償却費	3,612	3,716	3,756	3,619	3,507
研究研修費	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
うち給与費	583	583	583	583	583
児童福祉施設費	1,348	1,348	1,348	1,348	1,348
うち給与費	994	994	994	994	994
一般管理費	792	776	744	733	718
うち給与費	602	602	603	603	603
その他営業費用	3,402	3,405	3,411	3,407	3,417
営業外費用	626	626	611	588	558

臨時損失	503	75	75	75	75
純損益	△889	△209	△56	△3	261
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0
総損益	△889	△209	△56	△3	261

※計数は、税抜かつ端数をそれぞれ四捨五入している。また、期間中の診療報酬改定や給与改定等の変動は考慮していない。

※期間中の収支計画については、法人全体の経営改善や各病院のあり方等の検討を進める中で、必要な見直しを行う。

5 資金計画（令和7年度～令和11年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	383,573
業務活動による収入	354,295
診療活動による収入	293,150
運営費負担金による収入	55,672
その他の業務活動による収入	5,473
投資活動による収入	14,097
運営費負担金による収入	13,914
その他の投資活動による収入	183
財務活動による収入	11,228
長期借入れによる収入	11,228
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	3,953
資金支出	383,573
業務活動による支出	351,563
給与費支出	159,591
研究研修費支出	8,158
その他の業務活動による支出	183,814
投資活動による支出	13,239
有形固定資産の取得による支出	13,132
その他の投資活動による支出	106
財務活動による支出	20,651
移行前地方債償還債務の償還による支出	4,628

長期借入金の返済による支出	16,022
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	△1,879

※計数は、税込かつ端数をそれぞれ四捨五入している。また、期間中の診療報酬改定や給与改定等の変動は考慮していない。

※期間中の資金計画については、法人全体の経営改善や各病院のあり方等の検討を進める中で、必要な見直しを行う。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

3,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料等

病院の診療料その他の諸料金（以下「診療料等」という。）の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの定める額とする。（下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。）

- (1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合

種別		金額
診療	一般診療（次に掲げる労災診療、公害健康被害診療、医療観察診療及び自動車損害診療以外の診療をいう。）	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め並びに健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の厚生

		労働大臣が定める基準の算定方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額
	労災診療（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付として行われる診療をいう。）	診療報酬の算定方法により算定した額を基準として理事長が国と協議して定める額
	公害健康被害診療（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の規定による療養の給付として行われる診療をいう。）	公害健康被害の補償等に関する法律第22条の規定による環境大臣の定めにより算定した額
	医療観察診療（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）（以下「医療観察法」という。）の規定による医療として行われる診療をいう。）	診療報酬の算定方法により算定した額及び医療観察法第83条第2項の規定により厚生労働大臣が別に定める算定方法により算定した額
	自動車損害診療（自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第1項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第2項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の傷害に関する診療（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は療養として行われる診療を除く。）をいう。）	診療報酬の算定方法により算定した額に1.5を乗じて得た額

評価療養及び選定療養に係る保険外負担	特別入院施設の提供	1日につき、バス・トイレ付き個室にあつては4万1,000円を、トイレ付き個室にあつては2万円を、その他の個室にあつては1万円を、2人室にあつては5,000円をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額
	非紹介患者の初診	1件につき7,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
	紹介済患者の再診	1件につき3,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
	予約に基づく診察	1件につき5,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
	入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護	厚生労働大臣が定める通算対象入院料の算定方法により算定した額に100分の15を乗じて得た額
	その他の評価療養及び選定療養に係る保険外負担	保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条第2項に規定する支払の額として厚生労働大臣が承認した額

- (2) 診療を受ける者が(1)に規定する医療に関する給付等を受けることができない場合
診療報酬の算定方法や実費額等を勘案し、理事長が定める額とする。
- (3) 診療報酬の算定方法に定めのない場合

種別		金額
重粒子線治療		350 万円
分べんの介助	国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、土曜日、日曜日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間において行った場合	18 万円（多胎分べんの場合にあつては 18 万円に、胎児の数から 1 を減じた数に 9 万円を乗じて得た額を加算した額）
	その他の場合	21 万 6,000 円（多胎分べんの場合にあつては 21 万 6,000 円に、胎児の数から 1 を減じた数に 10 万 8,000 円を乗じて得た額を加算した額）
乳房マッサージ		1 回につき 2,600 円（入院中の者以外の者にあつては 2,600 円に、診療報酬の算定方法により算定した初診料、再診料又は外来診療料の額を加算した額）
新生児の保育		1 日につき 800 円

以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する診療等	診療報酬の算定方法又は実費額を勘案し、理事長が定める額
--------------------------	-----------------------------

2 その他の料金

診療料等以外のその他の料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定める額とする。（下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。）

種別	金額
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第 24 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額）に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 2 項、第 5 項、第 8 項及び第 9 項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額
以上に掲げるもののほか、その他経費を要するサービス等	実費額等を勘案し、理事長が定める額

3 還付

既納の診療料等及びその他の料金は、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 減免

理事長は、診療料等及びその他の料金の納付について、特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第10 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

職員同士が共に学び、成長できるような職場環境を整備するとともに、働き方改革を進め、職員の能力の発揮等を通じて質の高い医療を効率的かつ持続的に提供するため、次の取組を行う。

- ・ 費用対効果の観点から増員を十分に検証する等、適正な人員配置
- ・ 医師確保に係る県内外の連携協力体制の構築
- ・ 「医師の働き方改革」の推進

- ・ タスクシェア³²⁾ やタスクシフト³³⁾ 等による長時間労働の見直しと業務の効率化
- ・ I C Tの活用（チャット等）による職員間でのコミュニケーションや情報共有の促進
- ・ リモートワーク制度等、職員が働きやすい環境の整備
- ・ 医療D Xの推進を通じた業務状況の見える化と業務改善のサイクルによる業務効率化
- ・ 法人の経営状況や社会情勢を踏まえつつ、類似の法人の各種制度を参考とした、適切な人事
- ・ 給与制度の検討
- ・ 神奈川県職員の段階的な派遣引揚げに向けたプロパー職員³⁴⁾ の計画的な育成と、外部からの登用の検討

[目標値]

区分	令和 5 年度 実 績	令和 6 年度 見 込 み	令和 7 年度 目 標 値	令和 8 年度 目 標 値	令和 9 年度 目 標 値	令和 10 年度 目 標 値	令和 11 年度 目 標 値
給与費等負荷率	104.1%	109.3%	104.9%	103.3%	102.8%	103.0%	102.6%

※給与費等負荷率＝（給与費＋委託料）÷（医業収益－材料費）×100

※令和 6 年度見込みは、令和 6 年11月時点

[目標値]

区分	令和 5 年度 実 績 値	令和 11 年度 目 標 値
看護師の離職率	8.8%	8.8%
職員 1 人あたりの年次休暇取得日数	12.0 日	15.0 日

2 施設管理及び施設整備・修繕に係る計画の検討

患者・家族が安心して利用できるよう、保守点検を定期的に行うなど、設備の適切な維持管理に努める。また、第四期中期目標「I 長期ビジョン」中「県立病院の目指す姿」を踏まえた各病院の施設整備・修繕に関する中長期的な計画を検討し、着実に実施する。

3 情報の公表・公開について

運営の透明性を高めて信頼性を向上させるため、県情報公開制度を踏まえながら、明確な基準に基づく積極的な情報の公表・公開を総合的に推進する。

4 長期借入金の限度額

総額 11,228百万円

5 積立金の処分に関する計画

なし

第11 各病院の病床数

各病院の病床数は次のとおりとする。

ただし、今後、地域の医療需要を踏まえた適切な病床数への変更を予定しているが、現状では病床数が未定であることから、本計画策定時点の病床数を記載している。

足柄上病院

病床種別	病床の機能区分	令和 7 年度現在	令和 11 年度予定
	高度急性期機能	46 床	46 床

一般病床	急性期機能	184 床	184 床
	回復期機能	60 床	60 床
感染症病床	—	6 床	6 床
合計		296 床	296 床

こども医療センター

病床種別	病床の機能区分	令和 7 年度現在	令和 11 年度予定
一般病床	高度急性期機能	87 床	87 床
	急性期機能	213 床	213 床
	回復期機能	50 床	50 床
	慢性期機能	40 床	40 床
精神病床	—	40 床	40 床
合計		430 床	430 床

精神医療センター

病床種別	令和 7 年度現在	令和 11 年度予定
精神病床	323 床	323 床

がんセンター

病床種別	病床の機能区分	令和 7 年度現在	令和 11 年度予定
一般病床	高度急性期機能	8 床	8 床
	急性期機能	387 床	387 床
	慢性期機能	20 床	20 床
合計		415 床	415 床

循環器呼吸器病センター

病床種別	病床の機能区分	令和 7 年度現在	令和 11 年度予定
一般病床	高度急性期機能	6 床	6 床
	急性期機能	173 床	173 床
結核病床	—	60 床	60 床
合計		239 床	239 床

第12 中期計画の見直し

本計画は、計画期間中において、状況を踏まえ必要な見直しを行う。本計画を変更する場合は、地方独立行政法人法の規定に則った手続きを行う。

注

- 1) パンデミック 感染症の世界的大流行。
- 2) ガバナンス 統治・統制。
- 3) 神奈川県立病院機構医療安全推進体制に係る外部調査委員会 令和 3 年10月にこども医療センターで発生した患者死亡事故を受けて病院機構が設置した、病院機構及び5つの病院の運営体制等の調査を目的とする外部有識者で構成される組織。

- 4) インシデント 重大な事件や事故・危機的な状況に発展する可能性やリスクを持つ出来事のこと。
- 5) ICT Information & Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。
- 6) PDCAサイクル Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）のサイクルを繰り返すことで業務改善を図る手法。
- 7) 特定行為 医師又は歯科医師の指示のもと、看護師が手順書により行う一定の診療の補助であり、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして、厚生労働省令で定められている行為。脱水の程度の判断と輸液による補正や人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整などがある。
- 8) 地域包括ケアシステム 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
- 9) 地域医療構想 将来不足する病床機能の確保及び連携体制の構築や在宅医療の充実、それらを支える人材の確保・養成に向けた取組の方向性を示すもの。
- 10) DMAT（災害派遣医療チーム：Disaster Medical Assistance Team）災害の急性期（災害発生から48時間以内）に活動できる機動性を持ち救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。
- 11) DPAT（災害派遣精神医療チーム：Disaster Psychiatric Assistance Team）大規模災害等の発生後に被災者及び支援者に対して精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修を受けた医療チーム。
- 12) インフォームド・コンセント 主治医が患者に対して十分な説明を行い、患者自らの意思決定に基づいた同意を得ること。
- 13) セカンドオピニオン 主治医の診断や治療方法だけでなく、別の医師から意見を聞き、より良い治療方法を納得の上で自己決定できるようにするためのもの。
- 14) PFM（Patient Flow Management）入院から退院まで一貫して患者を支援する体制により、スムーズな医療を提供すること。
- 15) クリニカルパス 入退院に必要な検査、治療、ケア等の標準的な経過に基づき予定を示す診療スケジュール表。
- 16) インシデント報告 病院機構の医療安全推進規程で定義する医療事故等のレベルのうち、レベル0～3aまでのもの。同規程内「ヒヤリ・ハット事例」と同義。
- 17) 病院機能評価 病院を対象に、組織全体の運営管理及び提供される医療について、公益財団法人日本医療機能評価機構が中立的、科学的・専門的な見地から行う評価を通じて、病院の更なる改善活動を推進し、病院体制の一層の充実や医療の質の向上に寄与する制度。
- 18) 地域医療支援病院 かかりつけ医を支援し、地域医療の充実を図ることを目的として、二次医療圏ごとに整備される病院で、都道府県知事が承認を行う。原則200床以上の病床を有していること、紹介患者中心の医療を提供していること、救急医療を提供する能力を有していることなどが承認要件となっている。
- 19) 医療DX 保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤（クラウドなど）を通して、保健・医療や

介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること。

- 20) A Y A 世代 （思春期世代と若年成人世代：Adolescent and Young Adult）15歳から20歳代、30歳代を指すことが多い。思春期・若年成人期の世代。
- 21) 医療的ケア児 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）。
- 22) レスパイトケア 在宅で看護・介護をしている家族などが一時的な休息（レスパイト）をとることができるように、在宅療養を行っている障害児（利用者）に、施設への短期入所などの福祉サービスを利用してもらう支援のこと。
- 23) N I C U （新生児集中治療室：Neonatal Intensive Care Unit）低出生体重児やその他の疾患を有し集中治療を必要とする新生児患者に対応できる設備を備え、職員を配置して24時間体制で診療を行う施設。
- 24) M F I C U （母体・胎児集中治療室：Maternal-Fetal Intensive Care Unit）切迫早産や前期破水、前置胎盤、重い妊娠高血圧症候群など、リスクの高い母体・胎児に対応するための施設。24時間体制で治療に当たる。
- 25) クロザピン 「治療抵抗性統合失調症」に適応した統合失調症治療薬。投与に当たっては、クロザリル患者モニタリングサービスへの登録を行い、副作用の早期発見や悪化防止のために定期的な検査を受けることが義務付けられ、導入時には原則18週間の入院治療が必要となっている。
- 26) 遺伝子パネル検査 数十から数百種類のがんの増殖・転移に直接関わる遺伝子について、患者がん組織での異常を次世代解読装置により一度に調べ、その遺伝子異常に適した治療薬を探すための検査。全国のがんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院及びがんゲノム医療連携病院で受検が可能。
- 27) アピアランスケア 医学的、整容的、心理的及び社会的支援を用いて、外見の変化がもたらすがん患者の苦痛を軽減すること。
- 28) Q O L （生活の質：Quality of Life）個々の生活の物質的な豊かさやサービスの量だけではなく、精神面を含めた満足感や幸福感など、人間らしく生活できているかを評価する概念。
- 29) コンプライアンス 法令遵守のこと。企業倫理や社会規範などに従い、公正・公平に業務を行うという意味も含まれる。
- 30) リスクマネジメント リスクを組織的に管理し、損失等の回避又は低減を図るプロセス。
- 31) プラットフォーム システムやソフトウェアの共通の基盤となる標準環境。
- 32) タスクシェア 従来、ある職種が担っていた業務を他職種と共同化すること。
- 33) タスクシフト 従来、ある職種が担っていた業務を他職種に移管すること。
- 34) プロパー職員 病院機構が直接採用した職員。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標を達成するための計画を認可したいので、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により提案するものであります。